

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第四編

福岡高等学校と久留米高等工業学校

第一章 福岡高等学校

第一節 福岡高等学校の創立

二五五 県民の奮起を望む

〔福岡日日新聞〕一九一九（大正八）年一月二日

県民の奮起を望む

藤 金 作 （寄）

(一)

文部省が明年度予算に於て高等学校新設を計画するや、其一校は当然我福岡県に配置すべしとは官民一般の確信せし所にして今日尚其所信を翻へすを得ざるに、豈図らんや之を隣県佐賀に決定したるは吾人の深く意想外とし同時に政府の公正なる批判を疑はざるを得ざるなり。凡そ学校新設に關する位置の選定は教育効果の向上に基く公正なる判断に依拠せざるべからず。教育効果の向上とは何ぞ、学校其物をして千鈞の重きを成さしむるは其一なり、修学者の利便を図り其目的を容易に貫徹せしむるは其二なり。

(二)

我福岡県は九州帝国大学の所在地なり。全国に於て大学所在地として高等学校若くは大学予科の設置なきは単に本県あるのみ。之を欧米外国に徴するも尚未だ此の如き異例あるを聞かず。由来我国の教

育は其研究上各階級の学校間に有機的關係の欠如せるを短所とす。

彼の初等中等両程度学校に於ける教師が互に教育の実際状況に通曉するなく、聯絡亦不徹底にして相互裨益する所なきに基きて被教育者の蒙れる損害幾何そや。延ては教育効果の向上顯著ならず、識者の痛嘆を招來せるを想はば転た寒心に堪へざるものあり。而て其甚だしきは單一なる学校の偏を地に多く見る事例非ならずや。我国に於ける現在高等学校第一、第二、第三の各校が比較的に其声価昂せるを見るは謂なきにあらざるなり。即ち我福岡県が大学所有地にして初等中等の各学校亦發達し、而も全国枢要の地に位し海陸の交通尤も克く開け文化遠く山間の僻地に遊びて九州全土の主麓地たるは世人の普く信じて疑はざる所、茲に高等学校を設置して各教育機關の完備を図り、以て西部日本に於ける学府の中心地ならしむるは国家の緊要事ならずや。

(三)

吾人は更に県下教育の状況に基き一言する所なかるべからず。本県に於ける中学校現在数は公私立を合算し十六校にして、之を九州各県に比較するに左記の如く正に其主位にあり。生徒数亦到底他県の列にあらざ。

校数 生徒定員

福岡	一六	一〇、八〇〇
長崎	九	四、三〇〇
大分	七	四、〇〇〇
熊本	七	三、五〇〇
鹿児島	七	四、九〇〇
佐賀	五	三、一〇〇
宮崎	三	一、五五〇
沖縄	二	一、〇九〇

尚之を全国各県に徴するに、大正六年度に於ては本校の校数十三校生徒数八、九〇〇人にして、東京府以外之に匹敵するものなし。而も本県に於ける中学校は時運の趨勢に伴ひ連年増設計画あり将来尚多数の増設要望あるが故に将来一層卒業生の劇増を見るべく、随て高等学校入学者の増加すべきは当然の結果なり。今大正六年度に於ける高等学校入学者状況を見るに、本県の志願者は総数四百三十九名にして、東京府の二千三百五十八名、京都府の五百十五、大阪府の四百四十七名を除けば各県中第一位に居り、全国総志願者の約二十五分の一、九州全土の三分の一に当れり。今仮りに本県内に一高等学校を設置するも、其志願者数は毎年募集人員の約五倍に達するの盛況なり。然るに入学者は僅か八十一名にして百人中十八名に過ぎず、多数の志願者は空しく其方途に迷へるの悲境なるにあらずや。

由之觀之我福岡県が教育の中心地として、將た入学者の利便を企図する上に於て、高等学校設置が喫緊の要事たるは疑を容れざる所、県民が其招致を渴仰せる所以亦肯首するに難からず。若夫れ設立費寄付に至つては県民諸君其負担に応ずるに吝ならざるべく、県下の富豪亦巨万の資を投じ此快挙に贊するを信じて疑はざるなり。

(四)

聞くが此くんば政府は高校設置問題に関し不幸にして教育發達の根本義を誤り公正なる批判を怠りたるものにして、深く遺憾とする所なりと雖も、吾人は徒らに死児の齡を数ふるものにあらず。然るに幸なる哉、

聖恩優渥高等教育振興の聖旨に基き長くも御内帑金御下賜の御沙汰に接し、政府は教育に関する施設上の根本方針を確立するの計画を樹て、既に明年度より多数の直轄学校新設の追加予算案を編成せしと聞く。本県当局は逸早くも政府に要望して其招致に尽瘁せられつ、あるものの如きも、政府が果して其意を汲みて諸種調査を怠らざるべきか。既に隣県に配置せる関係上分布の塩梅に躊躇して、県民をして永へに大なる悔恨を貽さしむるに至らざるべきか。吾人転た危惧の念に堪へざるなり。然れども本県は公正なる主張を有す好機正に逸すべからず。曩に失敗の苦を嘗めたる我等県民は此際協力一致、年来熱望の存する所を十分に開陳し中央政府に徹底せしむべく、殊に本県陳を代表せる代議士諸君が満腔の努力を以て之が招致

に尽瘁し、目的の貫徹を期せられんことを冀望して止まず。

一片の婆心衷情を披瀝し敢て県民諸君の奮起を促す所以なり。

〔註〕原本句読点なし。

二五六 福岡高校決定

〔福岡日日新聞〕一九一九（大正八）年一月十五日

福岡高校決定

福岡県に高等学校新設の件に關しては県民の希望の切なるものあり。最近中央当局よりの招電に接し知事代理として川越内務部長上京中なりしが、同部長より一昨十三日夜谷口知事への電報に依れば「創設費七十九万五千円県負担の条件にて大正八年度追加予算に編入すべき旨にて四年度支出額十萬円なり」となり。依て同知事は早速電報を以て参事会を召集し、十六日同会に於て寄附金負担の件を附議すべき手順となり居れり。右に付谷口知事の談に、

年来の懸案、而も最近雲行甚だ面白からず、少からず憂慮し居たりし高校問題も弥解決の緒に就きたるは全く同慶の次第なるが、約八十万円の寄附財源に対しては本官聊か胸算の存ずるあり敢て此際徴税等の手段に依り県民を煩はすの要なかるべし。仄聞する所に依れば既に学校の新設は決定せられたるも資金の出処に頗る苦勞し居れる地方も少からざる模様なるが、本県の如きは昨年農科大学招致の爲め既に百四五十万の出金を決し、本年亦百万に近

からんとする出費に対し何等痛苦の感なきに至りては、今更ながら本県の偉大に驚かざるを得ず。願はくば今後更に綜合九州帝国

大学を完成し控訴院の移転、旧港湾の理想的完成を期せんのみ。

回顧すれば九大の前身たる福岡医科大学招致の当時予は諸記官として其衝に当りしが、当時の強敵は当時九州の首都とし自他共に

異論なかりし熊本なりしが、競争の結果終に本県に帰したりしは全く優越せる県立病院の在りしが爲めに、其他の要素に至つて

は寧ろ熊本に有利なりし位なり。然も之が今日九大綜合の源を爲したりとすれば、全く以て県の發達を祝せざるを得ざるなり云々。

〔註〕原本に句読点追加。

二五七 文部省直轄諸学校官制中改正（福岡高等学校創立）

〔官報〕第二七八二号 一九二一（大正一〇）年一月九日

朕文部省直轄諸学校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正十年十一月八日

内閣総理大臣 伯爵内田 康哉

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第四百三十二号

文部省直轄諸学校官制中左ノ通改正ス

第一条中「松江高等学校」ノ次ニ「東京高等学校」、「大阪高等学校」、

「浦和高等学校」及「福岡高等学校」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二五八 福岡高等学校開校式校長式辞

〔福岡高等学校学而寮史〕

学 校 長 式 辞

我が福岡高等学校ハ光輝アル地方文化ノ發展ニ促サレテ茲ニソノ開設ヲ見ルニ至レリ。コレヲ既往ニ考フルニ大陸文化東漸ノ勢ハ遂ニ海ニ入り北九州ニ於テ一タビ醞釀シ更ニ蓬勃トシテ東ニ向ヒテ風靡セリ。神功皇后ノ三韓ヲ征シ給フ韓人吳客ノ来リテ好ヲ修スル何レカ我方福岡ノ地ト深甚ノ関係ヲ有セザルモノゾ。尋デ朝廷都督ノ府ヲ此ノ地ニ置キ給フヤ樓閣舟ヲ流シ畔水碧ヲ湛ヘ制度典章ノ美正ニ九州文化ノ中枢トナリキ。乃チコノ地ガ時代ノ文化ニオイテ毎ニ一歩ヲ進メタリシコトヲ知ルベシ。且ツ夫レ菅公ハ儒林ノ英ニシテ文学ノ神ナリ。ソノ廟宇ハ、トシテ崇仰ヲ千古ニ繋ギ遺徳ノ薰染スル所碩学大儒ノコノ間ニ出デシモノ尠シトナサズ乃チコノ地ガ芸芸ノ華ニ於テ特ニ煥發ノ刺戟ヲ有セシコトヲ知ルベシ。加之藤原氏ノ文吏ヲ以テシテ能ク刀伊ノ猾賊ヲ破リ北条氏ノ陪臣ヲ以テシテ能ク蒙古ノ大軍ヲ殲ス。地方人士ガ敢為邁進ノ氣象ニ富メルニアラズンバ何ソ能ク遽ニ然ルコトヲ得ンヤ。乃チコノ地ガ教育ノ実ニ於テ已

ニ碩美ノ成果ヲ収メツゝアル所以ノ理ヲ知ルベシ。既往此ノ如シ現今ニ於テハ如何。之レヲ上ニシテハ夙ニ九州帝国大学ノ設置アリ規模漸ク整ヒ宛トシテ本邦文化ノ一大源泉ヲ成セリ。コレヲ下ニシテハ初等中等ノ教育併ニ其ノ盛ヲ致シ中学校ノ如キハ公私合セテ二十ニ校アリソノ生徒數ニ万ノ多キニ及ビ年々ノ卒業生蓋シ一千五百ヲ下ラズ殆ド九州他県卒業生全數ノ半ヲ占ムト謂フベシ。コノ地ニモシ高等学校設立ノ要ナシトセバ何レノ地ニカソノ要ヲ見ンヤ。吾人ハ今日ニ至ルマデソノ実現ヲ見ザリシヲ異ムト共ニ今日ニオイテハ更ニ敎校ヲ加設スルモ不可ナキヲ信ズルモノナリ。嗚呼ワガ福岡高等学校遂ニ開設セラレタリ。コノ地ニオケル教育ノ機關ハ是ニオイテ秩々トシテ始メテ備具セリ。ワガ校ノ開設ニツキテハ固ヨリ国家文政ノ規劃ニ依ルモノアリト雖モワレハコレニ關シテ本県ガ多大ノ支出ヲ辞セザリシコトヲ感謝セザルベカラズ。シカシテ更ニ福岡市ガソノ大部ヲ特ニ負担センコトヲ記憶セザルベカラズ。由来本県ハ教育費ノ支出ニ吝カナラザルヲモツテ称セラル。本県ノ教育ガ今日ノ盛ヲ致シテ恒ニ九州文化ノ中心ヲ成セルノハ一ハコレガタメナラズトセンヤ。今茲恰モ学制頒布五十年ニ際シワレハ、ワガ校開校ノ式典ヲ挙グルノ運ニ会セシヲ憐ブ。庶クハ吾人ハ斯ノ年ヲ記念スルト共ニ将来永ク我が校学风ノ振作ト地方文化ノ涵養ト二十分ノ力ヲ致シ以テ国家ノ士ヲ養ウノ期待ニ孤負スルコトナカラシコトヲ以テ式辞トナス。

二五九 福岡高等学校開校式生徒総代祝辞

〔福岡高等学校学而寮史〕

生徒 総代 祝辞

茲ニ我ガ福岡高等学校開校ノ式典ヲ挙グルニ当リ文部大臣代理松浦専門学務局長閣下ヲ初メ来賓諸彦ノ貴臨ヲ辱フス。生等此盛大ナル式典ニ列スルノ光荣ヲ得テ感激焉ンゾ尽キン。

夫レ福岡ノ地タル夙ニ本邦文化ノ淵叢トシテ国ノ史籍ニ顕ハレ文物東漸ノ門戸トシテ海ノ内外ニ著シ。之ヲ二千載ノ典籍ニ徴スルニ古琴ノ遺響ハコウコウトシテ耳ニ在リ。詩聖栴本人鷹ハ嘗テ祇役シテココニ到リ大伴旅人山上憶良モ時ヲ同フシテココニ唱和シタリ爾後橘諸兄ノ如キ吉備真備ノ如キ菅原道真ノ如キ大江匡房ノ如キ碩学鴻儒或ハ帥トナリ或ハ権帥トナリ大式トナリ或ハ国司トナリ前後化ヲ敷キ教ヲ垂レタリ。育英ノ蹟ヲ探レバ太宰府ノ盛時業ニ已ニ学院ノ設アリ真備ノ如キ督学最モ勉メシトイウ。降りテ元龜天正ノ際小早川隆景兵馬恠惚ノ間ニ学舎ヲ名島ノ城中ニ設ケ文教ノ復興ヲ企テタリ。黒田氏封ヲ此地ニ受ケルヤ心ヲ名教ノ振興ニ致シ藩政ニ百七拾年郁々タル文国トシテ鎖国ノ日本ニ著聞ス。当年ノ高等学校タル東西両学館ノ感化猶才人ニ在リ。斯ノ如キ垂範遺謨豈ニ徒爾ニシテ已マンヤ。今日コレヲ県内ニ見ルニ就学児童ノ夥キ始ド全国ニ冠タルモノアリ中等学校ノ数ハ八十余ヲ以テ算シコレマタ他県ノ企図スベカラザルトコロナリ況ンヤ先年綜合大学ノ創設サレ今ヤソノ完

成ヲ見ルニ垂ントシ本校ノ設立更ニソノ盛ヲ鳴ラスニ於テヲヤ。

生等此地ニ来リ此校ニ集リ此盛典ニ遭遇ス。生等ノ光荣何ゾ之ニ過ギン。往ヲ憶イ来ヲ考ヘ益進修業ノ要ヲ感ジ専念学生ノ本分ヲ守リ本校ノ規約ニ遵ヒ一意将来ノ大成ヲ期セント欲ス。唯恐鷲鈍能ク大方ノ期待ニ副ヒ得ルヤ否ヤ。本校諸先生幸ニ生等ヲ鞭撻スルニ吝ナルコト勿レテ祝辞トナス。

二六〇 福岡高等学校一覽 第一年度

(表紙)

「

福岡高等学校一覽 第一年度 自大正十一年 至大正十二年

」

福岡高等学校一覽 自大正十一年 至大正十二年

目次

第一 沿革略

第二 学年曆

第三 關係法令

一 高等学校令

頁 一 三 五 五

二	高等学校規程	七	二	校務分掌規程	九三
三	高等学校高等科入学ニ関スル規程	二六	三	會議規程	一〇三
四	官制及職員ニ関スル諸規程	三五	四	服務規程	一〇四
五	生徒身体検査規程	五〇	五	図書規程	一〇八
六	行幸啓ノ節学生生徒敬礼方	五七	六	文書処理規程	一一〇
七	徴兵ニ関スル規程	五八	七	物品会計規程細則	一一二
八	高等学校高等科学力検定規程	六一	八	服制	一二二
第四	學則	六三	九	組長規程	一二五
第一章	總則	六三	一〇	寄宿寮細則	一二六
第二章	学科課程	六三	一一	警備規程	一二八
第三章	学年、学期、式日及休業日	六七	一二	宿直規程	一三三
第四章	入学、在学、退学、転学	六八	第七	教科用書目	一三七
第五章	試業、進級及卒業	七四	第八	職員	一三八
第六章	懲戒	七六	第九	生徒	一四四
第七章	授業料	七七	一	氏名	一四四
第八章	図書及器械標本	七八	二	生徒出身学校別表	一五三
第九章	服制	七九	三	生徒本籍別表	一五五
第十章	寄宿寮	七九	四	生徒年齢表	一五六
第五	生徒心得	八二	五	生徒学資金概算書	一五六
第六	細則	九〇	第十	敷地建物	一六〇
一	成績考查規程	九〇	附録		一六三

福岡高等学校校友会規則		一六三	第二学年曆		
同 役員		一六五	大正十一年		
福岡高等学校一覽			四月一日	(土)	学年始
第一 沿革略			同 十日	(月)	春季休業終
大正八年福岡県ハ政府高等教育機関増設計画ニ応シ高等学校創立費トシテ三十万円(敷地買収費ヲ含ム、後追加シテ總計四十二万五千円トナル)ノ寄附ヲ決シ之ヲ政府ニ申請セシニ政府之ヲ納レ本校ノ設置ヲ見ルニ至レリ其沿革大略左ノ如シ			同 十一日	(火)	入学式
大正十年十一月八日勅令第四百三十二号ニヨリ本校ヲ設置セラレ同日勅令第四百三十三号ヲ以テ職員ノ員数ヲ校長一人教授九人書記四人ト定メラル			同 十二日	(水)	第一期授業始
十一月九日公立中学校長兼教諭從六位秋吉音治校長ニ任セラレ同日文部省内ニ事務所ヲ置キ事務ヲ開始ス			同 十四日	(金)	第一期授業終
大正十一年一月十六日文部省内事務所ヲ福岡市鳥飼旧鳥飼村役場跡ニ移ス			同 十五日	(土)	夏季休業始
四月一日生徒二百名ノ入学ヲ許可ス			九月五日	(火)	夏季休業終
四月八日事務所ヲ本校々舎ニ移ス			同 六日	(水)	第二期授業始
四月十一日入学式挙行同十二日ヨリ授業ヲ開始ス			同 二十四日	(日)	秋季皇靈祭
四月十五日勅令第二百四号ヲ以テ本校教授定員ヲ十六人ニ改メラル			十月十七日	(火)	神嘗祭
			同 三十一日	(火)	天長節祝日拝賀式
			十一月八日	(水)	創立記念日
			同 二十三日	(木)	新嘗祭
			十二月二十三日	(土)	第二期授業終
			同 二十五日	(月)	冬季休業始
			大正十二年		
			一月一日	(月)	新年拝賀式
			同 七日	(日)	冬季休業終
			同 八日	(月)	第三学期授業始

二月十一日 (日) 紀元節拜賀式
 三月十五日 (木) 第二学期授業終
 同 十六日 (金) 春季休業始

第三 関係法令

(中略)

第四 学則

第一章 総 則

第一条 本校ニハ大正七年勅令第三百八十九号ニ基キ高等学校高等科ヲ置ク

第二条 本校高等科ノ学科ハ大正八年文部省令第八号ニ依リ其ノ修業年限ヲ三ケ年トス

第二章 学科課程

第三条 高等科ヲ分チテ文科及理科トシ更ニ文科ヲ甲類、乙類及丙類ニ分チ理科ヲ甲類及乙類ニ分ツ

第四条 前条甲類ハ英語ヲ第一外国語、乙類ハ独語ヲ第一外国語、丙類ハ仏語ヲ第一外国語トス

第五条 生徒ハ入学ノ初ニ於テ其ノ履修スヘキ第二外国語ヲ届出ツヘシ其ノ届出後ハ在学中廃止又ハ変更スルコトヲ得ス

第六条 第二外国語トシテノ仏語ハ当分ニ乏ク

第七条 文科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、第一外国語、第二外国語、歴史、地理、哲学概説、心理及論理、法制及経済、数学、自然科学、体操トス

第八条 理科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、第一外国語、第二外国語、数学、物理、化学、植物及動物、鉱物及地質、心理、法制及経済、図画、体操トス

第九条 文科ノ各学年ニ於ケル各類ノ学科課程及毎週教授時数ハ左表ニ依ル(括弧ハ第二外国語ノ時数ヲ示ス)

学 科 目	第一学年			第二学年			第三学年		
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
国語及漢文	六	六	六	五	五	五	五	五	五
英語	九	(三)	(三)	八	(三)	(三)	八	五	(三)
独語	(四)	一		(四)	一〇		(四)	一〇	(三)
仏語			一一			一〇			一〇
歴史		三	三	五	五		四	四	四
地理		二	二						
哲学概説							三	三	三
心理及論理				二	二	二	二	二	二

科目別	学年	
	第一学年	第二学年
修身	甲類 一	乙類 一
国語及漢文	四	四
英語	八	(三) 四
独語	(四) 四	一〇 (三) 四
数学	四	四
物理学		三
化学		三
植物及動物	二	二
鉱物及地質	二	二

第十條 理科ノ各学年ニ於ケル各類ノ学科課程及毎週教授時數ハ左表ニ依ル(括弧ハ第二外国語時數ヲ示ス)

計	体操	自然科学	数学	法政及經濟
(二二)	三	二	三	
(三三)	三	二	三	
(四四)	三	二	三	
(五五)	三	三		二
(六六)	三	三		二
(七七)	三	三		二
(八八)	三	三		二
(九九)	三	三		二

計	体操	図画	法制及經濟	心理
(二二)	三	二	二	
(三三)	三	二	二	
(四四)	三	二	二	二
(五五)	三	二		二
(六六)	三	二		二
(七七)	三	二		二
(八八)	三	二		二
(九九)	三	二		二

第三学年ニ於ケル数学(二)及図画(二)ト植物及動物(講義二 実験二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選択セシム

第十一條 第二外国語ヲ修メサル者ニ対シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ学科目ニ配当スルコトアルヘシ

第三章 学年、学期、式日及休業日

第十二條 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十三條 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ニ始マリ八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三学期 翌年一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第十四條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

日曜日

大祭祀日

創立記念日 十一月八日

春季休業 三月十六日より四月八日ニ至ル

夏季休業 七月十五日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第十五条 一月一日、紀元節及天長節祝日ニハ拝賀式ヲ行フ

第四章 入学、在学、退学、転学

第十六条 入学ノ期ハ学年ノ始トス

第十七条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ体格検査ニ合格シタル者ニ限ル

一、中学校第四学年ヲ修了シタル者

二、高等学校尋常科ヲ修了シタル者

三、高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四、専門学校入学者検定規定ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

五、文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト

同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第十八条 入学ヲ出願セントスル者ハ本校ヨリ入学志願者名票ヲ受

取り之ニ所要ノ事項ヲ記入シ検定料金五円及最近三ヶ月以内ニ撮

影シタル写真ヲ添ヘ指定ノ期日マテニ本校ニ差出スヘシ

一旦納付シタル検定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第十九条 入学志願者ノ数収容人員ニ超過シタル時ハ大正八年文部

省令第十四号ニ依リ入学者選抜試験ヲ行フ

第二十条 選抜試験ノ外国語ハ文科ニ在リテハ英語、独語又ハ仏語

ノ中理科ニ在リテハ英語独語ノ中志願者ニ於テ其ノ一ヲ選フコトヲ得

第二十一条 選抜試験ノ外国語ニ英語ヲ選フ者ハ同一科内ニ限リ志

望ノ類二種以上ヲ併セ指定スルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ其ノ

志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第二十二条 選抜試験ノ外国語ニ独語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文

科乙類又ハ理科乙類ニ限リ仏語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙

類ニ限ル

第二十三条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日マテニ入学資格

ヲ証明スヘキ書類、本校所定ノ履歴書及在学証書ニ入学料金參円

ヲ添ヘ差出スヘシ但シ指定期日迄ニ正当ノ事由ナクシテ前項ノ手

続ヲ了セサル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取消ス

一旦納付シタル入学料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第二十四条 在学証書ノ保証人ハ父兄トス但シ父兄ナキトキハ保証

ノ責ニ任シ得ヘキ者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十五条 生徒及保証人住所ヲ変更シ又ハ戸籍上ニ異動ヲ生シ或

ハ改印シタル等ノコトアルトキハ速ニ届出ツヘシ

第二十六条 保証人死亡若クハ其他ノ事由ニヨリ保証人タルノ資格

ヲ失ヒタルトキハ速ニ保証人変更ノ手續ヲナスヘシ

第二十七条 生徒疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ由リ授業ニ欠席スル

者ハ其ノ事由ヲ具シ当日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ若シ疾病ノ為

メ連続欠席七日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十八条 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ由リ三ヶ月以上課業ニ就クコト能ハサル見込ノ者ハ該学年間休学ヲ出願スルコトヲ得

休学セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノ為ニ休学セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十九条 第二十八条ニヨリ休学ノ許可ヲ得タル者ハ次学年ノ初メヨリ原級ノ課程ヲ修メシム但シ学年ノ中途ニ於テ休学シタル事由止ミタルトキハ願ニ依リ原級ニ復セシムルコトアルヘシ

第三十条 現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間ヲ休学トス服役満期又ハ召集解除後ハ一ヶ月以内ニ原級ニ復スヘシ

第三十一条 休学ハ当該学年間ニ限り同一学年ニ於テハ一回トス但シ前条ニ依リ休学ハ此ノ限ニ非ス

第三十二条 疾病又ハ事故ニ由リ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノタメ退学セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第三十三条 願ニ依リ退学シタル者一ケ年以内ニ於テ再入学ヲ願出テタル時ハ原級ニ限り詮議ノ上許可スルコトアルヘシ但シ第一学年ニ於テハ此ノ限ニアラス

第三十四条 他ノ高等学校高等科生徒ハ本校ニ転学スルコトヲ得ス

第三十五条 生徒ハ他ノ高等学校高等科ニ転学スルコトヲ得ス

第三十六条 生徒ハ学校長ノ許可ヲ経ルニアラサレハ他ノ学校ニ入学志願ノ手続ヲナスコトヲ得ス

第三十七条 他ノ学校ノ選抜試験ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十八条 生徒ハ入学後ニ於テ其ノ科ヲ変更スルコトヲ得ス但シ第十九条ノ選抜試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ此ノ限リニアラス

第三十九条ノ選抜試験ヲ受ケムトスル者ハ了メ

第三十九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退学セシム

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ一箇年以上欠席シタル者但シ休学ノ期間ハ欠席日数ニ算入セス

四、無届欠席引続三十日以上ニ亘ル者

五、出席常ナラサル者

六、授業料ノ滞納二十日ニ及フモノ

七、二回引続同一学年ニ止マル者但シ兵役ニ因ル場合ハ此ノ限リニアラス

八、第三十七条ノ手続ヲナスシテ他学校ノ選抜試験ヲ受ケタル者

第四十条 退学ニ関シテハ前条規定ノ外臨機ノ処分ヲナスコトアル

ヘシ

第五章 試業、進級及卒業

第四十一条 各学期末ニ於テ其ノ履修シタル課業ニ就キ試業ヲ行ヒ
学業成績ヲ定ム但シ平素ノ成績ニヨリ評点ヲ定メ得ル科目ニ限り
試業ヲ行ハサルコトヲ得

第四十二条 試業ニ欠席シタル者ニ対シテハ更ニ之ヲ行ハス但シ欠
席ノ事由正当ナル者ニ限り平素ノ成績勤惰ヲ参酌シテ認定点ヲ与
フルコトアルヘシ

第四十三条 毎学年末ニ於テ各学期ノ学業成績ト平素ノ操行動惰ヲ
考查シテ学年成績ヲ定ム

第四十四条 進級又ハ卒業ハ学年成績考查規程ニ依リ之ヲ決ス学年
成績考查規程ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五条 進級又ハ卒業セザル者ハ次学年ノ初ヨリ再ヒ原級ノ全
科目ヲ履修セシム

第四十六条 所定ノ課程ヲ履修シテ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授
与ス其書式左ノ如シ

卒業証

道府県

校印

氏

名

年月生

本校ニ於テ高等科文(理)科甲(乙、丙)類ノ学科ヲ履修シ正ニ
其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

年 月 日

福岡高等学校長位勳爵 氏

名

番 号

第六章 懲 戒

第四十七条 校規風紀ヲ紊リ其ノ他生徒ノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ
懲戒ス

第四十八条 懲戒ハ戒飭、停学及放校トス

戒飭ハ訓戒シテ将来ヲ改メシメ停学ハ登校ヲ停止シテ反省セシメ
放校ハ学校ヲ放逐ス

第七章 授業料

第四十九条 授業料ハ一学年金五拾円トス

第五十条 授業料ハ一学年分ヲ左ノ二期ニ分チ之ヲ納付セシム但シ
退学スル者ハ其ノ期分全額ヲ徴収ス

第一期 自四月三十日 分 金式拾五円
至九月三十日

第二期 自十月一日 分 金式拾五円
至翌年三月三十一日

当学年四月十一日ヨリ四月十七日迄
当学年十月一日ヨリ十月七日迄

第五十一条 操行学業共ニ優良ニシテ生徒ノ模範タルヘキ者ハ特ニ
授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十二条 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第五十三条 授業料ハ欠席、休学又ハ停学等ノ為ニ免除スルコトナシ但シ第三十条ニ依リ兵役ニ服スルヲ為シタルモノハ此限ニアラス

第五十四条 第三十三条ニヨリ再入学ヲ許可セラレタル者及兵役ニ服スルヲ為シタル者復校シタルトキハ其ノ当月ヨリ授業料ヲ徴収ス但シ此ノ場合ニ限リ月額ヲ金五円トシ年額五拾円ヲ超過スルコトナシ

第五十五条 授業料ノ滞納七日以上ニ及フトキハ登校ヲ停止ス

第八章 図書及器械標本

第五十六条 図書ヲ閲覧セシムルヲ為シ図書室ヲ設ク

第五十七条 本校所屬ノ図書ハ特別ノ規定ニ依ルモノ、外総テ之ヲ

書庫ニ蔵置ス

第五十八条 本校職員、生徒及其ノ他特ニ二学校長ノ許可ヲ得タル者

ニ限リ所定ノ手續ヲ経テ本校図書ヲ借覽スルコトヲ得但シ授業上、研究上又ハ事務上必要ニシテ特ニ許可ヲ得タル場合ノ外ハ図書室ヨリ搬出スルコトヲ得ス

第五十九条 本校所屬ノ學術用器械標本類ハ各所屬教室ニ備付ケ所定ノ場所外ニ搬出スルコトヲ得ス但シ授業上研究上又ハ事務上必要ナル場合ニ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニアラス

第六十条 図書及器械標本類ノ使用規程ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第九章 服 制

第六十一条 生徒ハ本校所定ノ制服ヲ着用スヘシ

第六十二条 服制及服装規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 寄 宿 寮

第六十三条 寄宿寮ハ本校ノ教育ト相俟チテ生徒ヲ訓育スル所トス

第六十四条 生徒ハ自宅通学者ヲ除ク外凡テ寄宿寮ニ入ルヘキモノトス但シ特別ノ事情アル者ニ限リ審査ノ上通学ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十五条 寄宿寮ニ入ルヘキ者ノ数収容人員ニ超過スルトキハ若

干名ヲ限リ通学ヲ命スルコトアルヘシ

第六十六条 寄宿寮ハ毎学年ノ始メニ開キ其終リニ閉ツ

第六十七条 寄宿料ハ一学年金式拾円トス

第六十八条 寄宿料ハ之ヲ左ノ如ク分納セシム

四月十一日ヨリ十七日迄ニ 金 拾 円

十月一日ヨリ七日迄ニ 金 拾 円

学年ノ中途ニ於テ入舎シタル者ハ一ヶ月金式円ノ割ニテ納付スルモノトス但シ年額金式拾円ヲ超過スルコトナシ

第六十九条 既納ノ寄宿料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第七十条 寄宿寮食費ハ毎月定日内ニ支払フヘシ但シ食費及其支払

期日ハ別ニ之ヲ定ム

第七十一条 寄宿料、寄宿寮食費ノ滞納又ハ未払二十日以上ニ及フ

者ハ第三十九条ニ準シ之ヲ処分ス

第五 生徒心得

三 綱 領

一、自由自治の真髓を了得し立憲国民の模範たらんことを念とすべし

一、醇生質直にして自強息まざるの美風を作興せんことを期すべし
一、心身を鍛錬して平靜快活に世に処せんことを力むべし

第一章 総 則

第一条 本校生徒タルモノハ本校ノ規則ハ勿論告示及命令ヲ遵守シ堅ク基本分ヲ守リテ国土タルノ品位ヲ維持センコトヲ努ムヘシ

第二条 本校生徒ハ本校職員ニ対シテハ勿論生徒相互ニ脱帽シテ敬礼スヘシ

第三条 本校生徒ハ風紀ヲ紊ス処アル場所ヘ一切立入ルヘカラス

第四条 常ニ衛生ニ注意シ身体ハ勿論其ノ環境ヲ清潔ニ保ツヘシ

第五条 公德ヲ尊ヒ公物公器ヲ叮嚀ニ取扱フヘシ
此精神ニ反スルモノハ情状ニヨリテ相当処分スルコトアルヘシ

第六条

告示ハ所定ノ場所ニ掲示シタル以上ハ周知シタルモノト見做ス

第七条 喫煙及食事ハ校内所定ノ時間ト場所トニ限リテ之ヲ認ム

第八条 法定ノ年齢ニ達スルマテハ飲酒及喫煙スヘカラス

第九条 生徒父兄保証人又ハ之ニ代ハルモノニシテ身分又ハ宿所ニ異動ヲ生シタルトキハ速カニ届出ツヘシ

第二章 服 装

第十条 登校ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スル能ハサルトキハ始業前生徒課ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十一条 前条ノ手續ヲ了セサルモノハ欠席者トシテ之ヲ取扱フ

第十二条 外出ノ際ハ制服又ハ制帽及袴ヲ着用スヘシ

第十三条 新ニ入学セル生徒ニ対シテハ一ヶ月間和服着用ヲ許可ス

第十四条 略帽及略服ハ六月一日ヨリ九月三十一日マテ之ヲ着用スルコトヲ得但シ体操ノ課業又ハ儀式其他特ニ示達シタル場合ニハ必ス正帽ヲ着用スヘシ

第十五条 病氣ノ為特ニ許可ヲ得タルモノ、外ハ襟巻ヲ用フルコトヲ得ス

第十六条 校内ニ於テハ靴ヲ使用セサルコトヲ得但シ下駄又ハ草履ヲ用フルコトヲ得ス

第三章 授 業

第十七条 始業ノ号鐘後ハ直チニ各自ノ位置ニ着キ教官ノ臨場ヲ俟ツヘシ

第十八条 教室ニ在リテハ必ス脱帽スヘシ

第十九条 教室ニ於テハ常ニ各自ノ定席ニ着クヘシ

第二十条 教室ニ在リテハ授業中ハ勿論休憩時中ト雖常ニ静肅ヲ念トスヘシ

第二十一条 授業ノ始及終ニハ必ス教官ニ対シ敬礼スヘシ

第二十二条 教官ノ許可ナクシテ授業中教室外ニ出ツルコトヲ得ス

第二十三条 教室内ニテハ授業上ノ必要品ノミヲ所持スヘシ

第二十四条 教官ノ休講又ハ特別ノ事情ニヨリ臨時ニ時間割ノ変更ヲ希望スルトキハ組長ヨリ教務課ニ申出テ其指揮ヲ受クヘシ

第二十五条 担任教官定刻ニ至ルモ臨場セサルトキハ教務課ニ就キ其指揮ヲ受クヘシ決シテ随意ニ退散スルコトヲ得ス

第四章 欠席、欠課、遅刻

第二十六条 欠席、欠課又ハ遅刻早退シタルトキハ其当日ヨリ三日

以内(休日ヲ除ク)ニ其事由ヲ具シ生徒課ニ届出ツヘシ

病氣欠席一週間以上ニ亘ルモノハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

病氣以外ノ事由ニ依リ欠席一週間以上ニ及フトキハ保証人連署ヲ

以テ届出ツヘシ

第二十七条 近親ノ喪ニ丁ルトキハ家系ヲ詳記シテ届出テタルモノ

ニ限り左ノ日数内ハ忌引トシテ取扱フ

父母ノ喪

七日

祖父母ノ喪

五日

兄弟姉妹ノ喪

五日

曾祖父母ノ喪又ハ伯叔父母ノ喪

三日

第二十八条 疾病ノ為メ休学セントスル者ハ医師ノ診断書ヲ添へ保証人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第二十九条 兵役ニ服スル者ハ詳細ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第五章 掲示、集会

第三十条 掲示ヲナサントスルトキハ予メ生徒課ノ承認ヲ受クヘシ

第三十一条 掲示ハ必ス所定ノ場所ニ之ヲナスヘシ

第三十二条 集会ニ関シテハ左ノ各項ノ規定ニ依ルヘシ

一、集会ヲナサントスルトキハ必ス其代表者ヲ定メ目的、種類、日時、場所等ヲ具シテ予メ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ

二、集会ノ為本校々舎ヲ使用セントスルトキハ代表者ヲ定メテ生徒課ニ願出ツヘシ

三、定期ノ集会、學術、運動等ノ会ヲ創設セントスルトキハ生徒課ニ願出ツヘシ之ヲ解散シタルトキモ亦同シ

四、集会ハ休日若クハ放課後ニ於テ之ヲ開クヘシ

第六章 通学及宿所

第三十三条 通学生徒ハ異動ノ有無ニ拘ラス每学期ノ始ニ於テ本校所定ノ用紙ニ宿所ニ関スル事項ヲ認メ主任教官ヲ經テ生徒課ニ差

出スヘシ

第三十四条 通学生徒ハ宿所ヲ変更シタルトキハ三日以内ニ更ニ前

条ノ手續ヲナスヘシ

第三十五条 通学生徒ハ寮務係ノ許可ナクシテ寄宿寮内ニ出入スル

コトヲ得ス

在寮生徒ニ面会セントスル時ハ必ス指定ノ場処ニ於テ之ヲナスヘ

シ

第三十六条 宿処ヲ不適当ト認ムルトキハ其変更ヲ命スルコトアル

ヘシ

第七章 図書閲覧

第三十七条 本校所蔵ノ図書ヲ閲覧セントスル者ハ所定ノ閲覧用紙

ニ必要ノ事項ヲ記入シ係員ニ差出スヘシ

第三十八条 図書ノ閲覧ヲ了ヘタルトキハ直ニ返納スヘシ

第三十九条 閲覧ノ図書ハ之ヲ他ニ転貸スルコトヲ得ス

第四十条 閲覧ノ図書ハ閲覧室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四十一条 一時ニ借覽スル図書ハ洋書四冊又ハ和漢書十冊以下ト

ス若シ兩種ニ亘ルトキハ各々其ノ半数トス

第四十二条 閲覧室ニ入ルトキハ制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

第四十三条 室内ニ在リテハ容儀ヲ正シクシ静肅ヲ旨トスヘシ

第四十四条 図書ハ鄭重ニ取扱フヘシ若シ汚損シタルトキハ速ニ係

員ニ届出テ指揮ヲ俟ツヘシ

第六 細 則

一 成績考查規程

第一条 学業成績ヲ交差スル為各学科目ニ就キテ試業ヲ行フ但シ平

常ノ成績ニヨリ学業成績ヲ定メ得ル学科目ニ限り特ニ学校長ノ認

可ヲ經テ試業ヲ行ハサルコトヲ得

第二条 試業ハ学期試験及臨時試験ノ二種トス

第三条 学期試験ハ各学期末ニ予メ日時ヲ定メテ之ヲ行ヒ臨時試験

ハ担任教官ノ必要ト認ムルトキ平常ノ授業時間ニ於テ臨機之ヲ行

フ

第四条 学期試験ハ当該学期中又ハ必要ト認ムルトキハ以前ノ学期

中ニ履修シタル学業ニ就キテ之ヲ行ヒ臨時試験ハ当該学期中ニ履

修シタルトコロニ就キ之ヲ行フ

第五条 学業成績ハ各学科目ノ学期試験成績ト当該学期ニ於ケル平

常成績ヲ考查シ且平常ノ勤惰ヲ参酌シテ之ヲ定ム

第六条 学業成績ハ之ヲ学期成績、学年成績及卒業成績ニ分ツ

第七条 学業成績ハ總テ各学科目ノ評点及其ノ平均評点ヲ以テ之ヲ

示ス

第八条 各学科目ノ評点ハ一百ヲ以テ満点トシ六十以上ヲ合格点ト

ス但シ学科目ニヨリテハ同一学科目ヲ二科以上ニ分チテ評点ヲ付

スルコトアルヘシ

第九条 学年評点ハ各学科目ノ各学期評点ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

第十条 卒業評点ハ第一学年評点總計ノ二倍、第二学年評点總計ノ

三倍及第三学年評点總計ノ五倍ノ和ヲ以テ定ム

第十一条 学期試験ニ欠席シタル学科目ニ對シテハ更ニ試験ヲ行ハ

ス該学科目ノ試験評点ヲ零トス但シ欠席ノ事由正当ト認メタル者
ニ限り担任教官ノ見込ニヨリ平常ノ成績ト勤惰トヲ参酌シテ他ノ
学期ニ於ケル該学科目評点ノ五分ノ三以内ノ認定点ヲ付スルコト
アルヘシ

第十二条 正当ノ事由ニヨリ臨時試験ニ欠席シタルモノハ当該学期
試験評点ノ五分ノ三以内ノ認定点ヲ付スルコトアルヘシ

第十三条 同一学年ニ於テ二回以上同一学科目ノ学期試験ニ欠席シ
タル者ハ特別ノ詮議ニヨル場合ノ外進級又ハ卒業スルコトヲ得ス
第十四条 左ノ各号ノ一二該当スル時ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得
ス

一、総学科目ノ学年評点平均六十二滿タサルトキ

二、一学科目ノ学年評点五十二滿タサルトキ但シ該学科目ノ学年

評点四十以上ニシテ其ノ学期評点一回六十以上ナルトキハ及
第トス

三、二学科目ノ学年評点四十台ナルトキ但シ総学科目ノ学年評点

六十三以上ニシテ当該二学科目トモ学期評点各一回ハ六十以
上ナルトキハ及第セシムルコトアルヘシ

四、三学科目以上ノ学年評点五十未滿ノトキ

五、学年評点五十台二学科目四十台一学科目ノトキ

六、学年評点五十台ノ学科目数全学科目数ノ三分ノ一ヲ越ユルト
キ

第十五条 前条ニ抛ル外平常ノ行状、欠席日数度数及学業進歩ノ状

況等ヲ参酌シテ進級又ハ卒業ヲ判定スルコトアルヘシ

第十六条 各学年ノ席次ハ学年総点ニヨリ卒業席次ハ卒業評点ニヨ
リテ之ヲ定ム但シ特別ノ詮議ニヨリテ進級又ハ卒業シタルモノ及
原級ニ留マルモノ、席次ハ此限ニ非ス

二 校務分掌規程

第一条 校務ヲ分チテ教育部及事務部トス

一 教育部

第二条 教育部ハ教頭、生徒監、教官、学科主任及学級主任ヲ以テ
組織ス

第三条 教頭ハ教授中ヨリ学校長之ヲ命シ学校長ノ指揮ヲ承ケ教育

部ニ關スル一切ノ事項ヲ総理ス

第四条 生徒監ハ学校長ノ指揮ヲ承ケ訓育ニ關スル事項ヲ主掌ス

生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議会ヲ開クコトヲ
得

第五条 教官ハ学科ノ教授及生徒ノ訓育ヲ担任ス

第六条 二名以上ノ教官ノ分担スル学科ニ学科主任ヲ置キ当該学科
ノ担任教官中ヨリ学校長之ヲ命ス

第七条 学科主任ノ掌理スヘキ事務概ネ左ノ如シ

一、当該学科教授要目ニ關スルコト

二、当該学科教授ノ統一聯絡ニ關スルコト

三、教科用図書ノ選定ニ関スルコト

四、教授分担ニ関スルコト

五、当該学科特別教室ノ整理ニ関スルコト

六、教授ニ必要ナル参考用図書、器具、機械、標本、薬品等ヲ調査スルコト

七、必要ニ応シ当該学科関係教官ノ協議会ヲ召集スルコト

八、其他当該学科ニ関スルコト

教官一名ヲ以テ担任スル学科ニ在リテハ其教官ニ於テ学科主任ノ

事務ヲ掌理スルモノトス

第八条 各組ニ組主任ヲ置キ毎学年ノ始ニ於テ教官中ヨリ学校長之ヲ命ズ

第九条 組主任ハ学校長及教頭ノ指揮ヲ承ケ常ニ生徒監ト聯絡ヲ保

チテ特ニ其担当組生徒ノ監督指導ニ任ス

第十条 組主任ノ担当スヘキ事項概テ左ノ如シ

一、組生徒ノ風紀ニ関スルコト

二、組生徒ノ勤怠操作及健康ニ関スルコト

三、組生徒ノ督励訓戒ニ関スルコト

四、組生徒ノ学業成績ニ関スルコト

五、組教室ノ整理ニ関スルコト

六、其他組ニ関スルコト

二 事務部

第十一条 事務部ニ教務課、生徒課、図書課、庶務課及会計課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第十二条 各分課ニ課長ヲ置キ教官中ヨリ学校長之ヲ命ス但シ会計課ハ此ノ限りニアラス

第十三条 各課長及会計主任ハ学校長ノ命ヲ承ケ所属職員ヲ率キ分掌事務ノ整理ニ任セシム

第十四条 各課所属ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第十五条 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ握ル

一、学科課程及授業要目ニ関スルコト

二、授業時間割ニ関スルコト

三、教官ノ分担配当ニ関スルコト

四、学級ノ編成ニ関スルコト

五、教科用図書ニ関スルコト

六、授業上ノ設備ニ関スルコト

七、授業及休業ニ関スルコト

八、成績考査、進級及卒業ニ関スルコト

九、生徒募集及入学ニ関スルコト

十、選抜試験ニ関スルコト

十一、生徒ノ大学進入ニ関スルコト

十二、生徒ノ成績証明ニ関スルコト

- 十三、組主任及組長ニ関スルコト
 - 十四、教官会議ニ関スルコト
 - 十五、教務上ノ諸揭示ニ関スルコト
 - 十六、教務上ノ文書ノ起案授受及保管ニ関スルコト
 - 十七、教務上ノ統計ニ関スルコト
 - 十八、参観人取扱ニ関スルコト
 - 十九、授業終始ノ信号ニ関スルコト
 - 二十、教室及教官室ニ関スルコト
- 第十六条 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、生徒ノ訓育及風紀ニ関スルコト
 - 二、生徒ノ勤惰ニ関スルコト
 - 三、生徒ノ監督、訓戒及懲戒ニ関スルコト
 - 四、生徒ノ体育、運動、衛生及体格検査ニ関スルコト
 - 五、退学、休学其他生徒ノ事故ニ関スルコト
 - 六、生徒ニ係ル統計ニ関スルコト
 - 七、生徒ノ願届ニ関スルコト
 - 八、生徒ノ集会及揭示ニ関スルコト
 - 九、生徒控所ニ関スルコト
 - 十、寄宿寮ノ管理及警備ニ関スルコト
 - 十一、寄宿寮宿直ニ関スルコト
 - 十二、生徒ノ入寮、退寮及通学ニ関スルコト
-
- 十三、生徒ノ学資ニ関スルコト
 - 十四、修学旅行ニ関スルコト
 - 十五、生徒課ニ係ル文書ノ起案授受及保管ニ関スルコト
- 第十七条 図書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、図書ノ監守、保管、整理、及出納ニ関スルコト
 - 二、図書購入ノ請求ニ関スルコト
 - 三、図書印ノ保管ニ関スルコト
 - 四、書庫及図書閲覧室ノ整理取締ニ関スルコト
 - 五、図書目錄ノ編纂及整理ニ関スルコト
 - 六、図書課ニ係ル文書ノ起案、授受及保管ニ関スルコト
 - 七、新聞雜誌年報一覽ノ整理保管及出納ニ関スルコト
 - 八、其他図書ニ関スル一切ノコト
- 第十八条 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、御真影及勅語ノ保管ニ関スルコト
 - 二、学校長ノ官印及校印ノ管守ニ関スルコト
 - 三、儀式ニ関スルコト
 - 四、命令示達ニ関スルコト
 - 五、公文書ノ処理ニ関スルコト
 - 六、統計報告一覽諸記録ニ関スルコト
 - 七、規程ノ制定及改廢ニ関スルコト
 - 八、職員ノ進退身分及服務ニ関スルコト

- 九、傭外国人ニ関スルコト
 - 十、宿直ニ関スルコト
 - 十一、在学証明ニ関スルコト
 - 十二、卒業証書及卒業生ニ関スルコト
 - 十三、学籍簿ニ関スルコト
 - 十四、評議員会ニ関スルコト
 - 十五、寄贈ニ関スルコト
 - 十六、庶務課ニ係ル文書ノ起案整理保存ニ関スルコト
 - 十七、他ノ分課ニ属セサル一切ノコト
- 第十九条 会計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、歳入歳出予算及決算ニ関スルコト
 - 二、官有財産及資金ノ保管ニ関スルコト
 - 三、金銭ノ収支保管ニ関スルコト
 - 四、物品ノ購入及修理ニ関スルコト
 - 五、物品ノ出納保管及不用物品ノ処分ニ関スルコト
 - 六、警備ニ関スルコト
 - 七、営繕ニ関スルコト
 - 八、電話電灯瓦斯給水及暖房ニ関スルコト
 - 九、校舎内外ノ清潔及掃除ニ関スルコト
 - 十、会計課ニ係ル文書ノ起案整理及保存ニ関スルコト
 - 十一、出入商人ノ取締ニ関スルコト

- 十二、傭人ニ関スルコト
 - 十三、其他会計ニ関スル一切ノコト
- 第二十条 各課ノ主掌事務ニシテ他課ニ関聯スルモノハ合議スヘシ
- 第二十一条 各課所属ノ職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他課ノ事務ヲ補助スヘシ
- 第二十二条 各課ニ於テハ特ニ必要ト認メタルトキハ学校長ノ許可ヲ得テ係ヲ置キ分課事務ノ一部ヲ掌理セシムルコトヲ得
- 三 会議 規 程
- 第一条 會議ヲ分チテ教官会、評議員会トス
- 第二条 教官会ハ学校長ノ諮問ニ応シ学科課程、成績考査其ノ他教育ニ関シ学校長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議ス
- 第三条 教官会ハ教授、助教授及講師ヲ以テ組織ス
- 第四条 評議員会ハ学校長ノ諮問ニ応シ校務ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス
- 第五条 評議員会ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 評議員ハ教頭、各課長、生徒監及教官ノ互選シタル教授若干名ニ就キ学校長之ヲ命ス
- 必要アルトキハ臨時他ノ職員ヲ加フルコトアルヘシ
- 第六条 教官ノ互選シタル評議員ノ任期ハ一学年間トス但シ再選ヲ妨ケス

四 服 務 規 程

第一章 教官ノ服務

第一条 本規程ニ於テ教官ト称スルハ教授、助教、講師及雇外人教師ヲ云フ

第二条 教官ハ学校長ノ命ニヨリ学科ヲ担任シ教育ニ就キ其責ニ任ス

第三条 教官ハ学校長ノ命アルトキハ校務分掌規程ニ掲ケタル事務ニ従事スヘシ

第四条 教官ハ学校長ノ命アルトキハ入学者選抜試験、高等学校高等科学力検定試験等臨時ノ事務に従事スヘシ

第五条 教官ハ教育其他学校ノ利害ニ関係アル事項ニ就キ意見アルトキハ学校長ニ具申スヘシ

第六条 教官ハ学校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ従事スルコトヲ得ス

第七条 第十条及至第十八条ノ規程ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第八条 書記及雇員ハ学校長ノ命ニ依リ課長又ハ會計主任ノ指揮ヲ受ケ各分課事務ニ従事スヘシ

事務繁劇ナルトキ又ハ緊急処理ヲ要スルモノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖執務スヘシ

第九条 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ宿直ニ服スヘシ

第十条 疾病其他ノ事故ニヨリ出勤スル能ハサルトキハ当日執務時間前ニ事由ヲ具シ届出ツヘシ、若シ病氣欠勤一週間以上ニ渉ルト

キハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

父母ノ祭日ニ就キ欠勤セントスルモノハ其前日ニ届出ツヘシ

第十一条 執務時間中発病其他ノ事故ニヨリ退出セントスルトキハ課長又ハ主任ニ申出ツヘシ

第十二条 親族ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其親族關係ヲ明記シ届出ツヘシ

第十三条 転地療養、父母ノ病氣ノ看護又は父母ノ墓參ノ為請暇セントスル者ハ日限及旅行先ヲ記シ許可ヲ受クヘシ、転地療養ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十四条 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出発及帰任ノ際其旨ヲ届出テ且帰任後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十五条 休暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先ヲ記シ出発前ニ届出ツヘシ

第十六条 新任者ハ遲滞ナク住所ヲ届出ツヘシ爾後住所ヲ転シタルトキ亦同シ

第十七条 官庁其他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辞令書ヲ受ケ其事項履歴上ニ関係アルモノハ其都度届出ツヘシ

第十八条 転任免官休職等ノ際又ハ各課事務ヲ免セラレタルトキハ

取扱事務ニ関スル書類及物品ノ引継ヲナスヘシ

第三章 校医ノ服務

第十九条 校医ハ学校長ノ命ヲ承ケ左ノ職務ニ従事ス

- 一、生徒ノ疾病治療及診断書作成
- 二、生徒及入学志望者ノ身体検査

三、其他学校衛生ニ関スル事項

第二十条 校医ハ毎週三回以出校シ一定ノ時限服務スヘシ

若シ急患者アルトキハ何時ニテモ出校スヘシ

病氣其他ノ事故アリテ出校シ難キトキハ相当ノ代人ヲ出校セシムルコトヲ得

第二十一条 校医ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ学校長ニ意見

ヲ具申スヘシ

五 図書規程

第一条 本校所蔵ノ図書ハ図書課員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第二条 授業上研究上又ハ事務上日常必要ナル図書ニ限り之ヲ校長

室、教官室、特別教室、図書閲覧室又ハ事務室ニ備付クルコトヲ得但シ此場合ハ当該学科又ハ事務担任者ニ於テ其保管ノ責ニ任ス

ルモノトス

第三条 前条備付ノ図書ハ之ヲ室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四条 教官及図書課長ハ授業又ハ生徒ノ修養ニ必要ト認メタル図書ノ購入ヲ請求スルコトヲ得但シ学科主任ヲ置ク学科ニアリテハ

当該学科主任ヲ經テ其手續ヲナスヘシ

第五条 図書ノ購入ヲ請求セントスルトキハ所定ノ請求簿ニ必要ノ

事項ヲ記入シ之ヲ図書課ニ差出スヘシ

第六条 寄贈又ハ購入ノ図書ハ図書課ニ於テ本校図書ニ編入ノ手續ヲ了スルマテ使用スルコトヲ得ス

第七条 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り図書ヲ検索スルコトヲ

得

第八条 職員ハ教官閲覧室ニ於テ隨時図書ヲ閲覧スルコトヲ得但シ

借用ノ手續ヲ經スシテ之ヲ室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第九条 本校職員及其他特ニ学校長ノ許可ヲ得タル者ハ図書ヲ借用スルコトヲ得但シ此場合ハ必ス所定ノ借覽簿ニ依リ手續ヲ了スヘシ

第十条 借用ノ図書ハ他ニ転貸スルコトヲ得ス

第十一条 借用ノ図書ハ毎年七月十五日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ必

要ニ応シ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第十二条 図書ヲ亡失又ハ汚損セシモノハ之カ弁償ノ責ニ任スヘキモノトス

第十三条 生徒ハ生徒心得第七章ニ依リ図書ヲ閲覧スルコトヲ得

第十四条 図書閲覧室ハ本校規定ノ休日ノ外毎日之ヲ開ク但シ必要ノ場合ハ学校長ノ許可ヲ經テ臨時之ヲ閉ツルコトアルヘシ

第十五条 閲覧室開閉ノ時刻ハ隨時之ヲ定ム

六 文書処理規程

第一条 本校ニ到達スル文書ハ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ
文書ニ番号及收受月日ヲ記載シテ直ニ主掌分課ニ配布シ其証印ヲ
徴スヘシ

第二条 親展書ハ封緘ノ儘宛名人ニ配布シ証印ヲ徴スヘシ

第三条 学校長ヨリ直接受けタル到達文書ハ庶務課ニ於テ受付簿ニ

登記スヘシ

第四条 各課ニ関聯スル文書ハ其關係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ

第五条 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ処分案ヲ

提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ処分案ヲ提出スル能ハス又ハ処分ヲ要セス

ト認ムルトキハ学校長ニ供閲シ指揮ヲ受クヘシ

第六条 決裁ヲ受クヘキ文書ニシテ他課ニ関聯スルモノハ該課ニ合

議スヘシ

第七条 決裁済ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ処

理スヘシ

第八条 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ但シ執務時間以外

ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ宿直ニ回付スヘシ

第九条 庶務課ニ於テハ發送簿二件名ヲ登記シ發送文書及原議ニ番

号ヲ附シ發送スヘシ

第十条 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送スルトキハ月日、受信名、發

信名、料金ヲ登記スヘシ

第十一条 完結文書ニシテ各分課ニ保存スヘキモノヲ除ク外ハ総テ
庶務課ニ回付スヘシ

前項ニ依リ回付ヲ受ケタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存ス
ヘシ

七 物品會計規程細則

第一章 總則

第一条 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會
計規程ニ基キ本細則ニ依リ之ヲ処理スヘシ

第二条 物品ハ之ヲ分チテ備品、消耗品トシ其區別ハ左ノ標準ニ拠
ル

一、物品 其性状ヲ變スルコトナクシテ其用ヲ為スモノ若ハ其性
質ハ消耗品ニ屬スト雖見本陳列品トシテ保存スヘキモノ

二、消耗品 其性状ヲ變シテ其用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノ

若ハ其性質ハ備品ニ屬スト雖實驗用材料品トシテ使用スヘキ
モノ

右標準ヲ以テ區別シ難キ場合ハ学校長之ヲ定ム

第三条 備品ノ各部共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ使用

スルモノヲ専用備品トス

第二章 出納

第四条 物品ノ出納命令ハ学校長之ヲ發シ其出納ハ物品會計官吏之

ヲ執行スヘシ

第五条 通常所要ノ物品ハ物品会計官吏一ケ年ノ所要高ヲ予定シ学校長ノ許可ヲ受ケテ購入シ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ応シテ支給ノ手續ヲナスヘシ

臨時所要ノ物品ハ各局部主任ノ請求ニヨリ物品会計官吏之ヲ勘査シ学校長ノ決裁ヲ受ケテ之ヲ支給ス

第六条 各部署ノ物品ハ品名、数量、需要ノ事由ヲ記載セル請求書ヲ会計課ニ差出スヘシ但シ図書ハ図書課ニ請求スルモノトス學術上機械ノ製作及修理ニ特殊ノ注意ヲ要スルカ又ハ当業者ヲ選択スル必要アルモノハ図案及仕様書又ハ便宜上各部ニ於テ当業者ノ見積書ヲ徴シ之ヲ請求書ニ添付スヘシ

第七条 会計課ニ於テ物品ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ学校長ノ命令ヲ受ケテ処理スヘシ

図書課ニ於テ図書ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ会計課ヲ經由シテ学校長ノ命令ヲ受ケテ処理スヘシ

第八条 物品会計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給セントスルトキハ備品ニ在リテハ物品監守者ノ保管ニ付シ消耗品ハ請求者ニ交付シ各々支給簿ニ捺印セシムヘシ

第九条 各部保管ニ属セサル不用品ハ物品会計官吏ニ於テ之ヲ調査シ尚使用ニ堪フヘキモノハ保存シ使用ノ見込ナシト認メタルモノハ処分案ヲ付シ学校長ノ決裁ヲ請フヘシ

第三章 保管及監督

第十条 各課及特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任各々一名ヲ置キ物品ノ監守又ハ取扱ニ関スル責ニ任セシム但シ職員各自専用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第十一条 物品監守者ハ各特別教室ニ在リテハ主任教授各課ニ在リテハ課長会計課ニ在リテハ会計主任ヲ以テ之ニ充ツ物品取扱主任ハ助教授及書記以下ヨリ之ヲ任命ス

第十二条 各課又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所属区域左ノ如シ

一、会計課 会計課、校長室、食堂、応接室、小使室及巡視室ニ属スル物品其他ノ監守又ハ取扱ニ属セサル物品

二、教務課 教務課、教官室、普通教室及講堂ニ属スル物品

三、生徒課 生徒課、生徒控所、寄宿寮及体操場ニ属スル物品

四、図書課 図書課、書庫及図書閲覧室ニ属スル物品

五、庶務課 庶務課、宿直室ニ属スル物品

六、各特別教室 各特別教室ニ属スル物品

第十三条 図書、器械、標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番号ヲ付記スヘシ但シ番号ヲ付スル能ハサルモノハ此ノ限ニアラス其他ノ普通備品ハ物品会計官吏ニ於テ番号ヲ付記スヘシ

第十四条 物品監守者ハ其監守ニ属スル物品ノ紛失又ハ毀損ヲ知り

タルトキハ速ニ始末書ヲ作成シ会計課ヲ經由シテ学校長ニ具申ス
ヘシ

第十五条 物品監守者交迭ノ場合ニハ新監守者物品監守簿ニ其受継
年月日ヲ記入シ且署名捺印スヘシ

第十六条 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ帰シタルモノ
乙物品監守者ニ於テ必要ナルトキハ甲乙監守者ヨリ其旨物品会計
官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七条 職員任ヲ去ルトキハ其専用備品ヲ物品会計官吏ニ返付ス
ヘシ

第十八条 使用中ノ物品自然毀損シ修理又ハ引換ヲ要スルモノアル
トキハ現品ヲ添ヘ物品会計官吏ニ其修理又ハ引換ヲ請求スヘシ

第十九条 各課各室ニ於テ不用トナリタル物品ハ速ニ物品会計官吏
ニ返付スヘシ予備ノ名ヲ以テ之ヲ留置クコトヲ得ス

第二十条 物品会計官吏ハ毎年一回以上各課及各教室ニ就キ帳簿ト
現品トヲ对照査閲シ異状ヲ認メタルトキハ学校長ニ具申スヘシ

第二十一条 物品会計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規程ノ監督
ヲ怠リタルトキハ学校長其事実ヲ審査シ故意怠惰ニ出タルモノト
認ルトキハ文部大臣ニ之ヲ具申ス

第四章 帳簿

第二十二條 物品会計官吏ハ物品ノ出納ヲ明ニスル為左ノ帳簿ヲ備
フヘシ

一、備品出納簿 図書ノ部

本簿ハ図書名、冊数、価格、納人名ヲ登記シ図書ニ属スル物品
監守者ト物品会計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

二、同上 機械、標本ノ部

本簿ハ機械及標本ヲ別チ学科毎ニ口座ヲ設ケ品目、箇數、価格、
納人名ヲ登記シ機械標本ニ属スル物品ノ監守者ト物品会計官
吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

三、同上 普通品ノ部

本簿ハ普通備品ノ品目、數量、價格、納人名ヲ登記シ在庫並使
用ノ現在ヲ明ニスルモノトス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名ヲ記入シ在庫並消費
高ヲ明ニスルモノトス

五、共用者通備品支給簿

本簿ハ支給シタル共用備品ノ品目、數量、番号、受授年月日ヲ
登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品会計官吏トノ受
授ヲ明ニスルモノトス

六、専用普通備品支給簿

本簿ハ支給シタル専用備品ノ品目、數量、受授年月日ヲ登記シ
専用者ト物品会計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

七、消耗品支給簿

本簿ハ支給シタル消耗品ノ品目、数量、受授年月日ヲ登記シ被
支給者ト物品会計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

第二十三条 各物品監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明
ニスル為左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一、備品監守簿

本簿ハ物品ノ品名、箇數、番号及受授年月日ヲ明記スルモノト
ス但シ図書、機械及標本ノ監守簿ハ各其原簿ヲ以テ代用スルコ
トヲ得

二、消耗品受払簿

本簿ハ消耗品ノ受払ヲ明記スルモノトス

三、郵便切手受払簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ其受払ヲ詳記スルモノトス

第二十四条 本細則ニ拠ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 検 閱

第二十五条 学校長ハ物品検閲委員ヲシテ毎年一回本校ノ物品ヲ検
閲セシム但シ必要ト認ムルトキハ臨時検閲ヲ施行スルコトアルヘ
シ

第二十六条 物品検閲委員ハ委員長一人委員若干名トシ学校職員中

ヨリ毎年学校長之ヲ命ズ

第二十七条 定期検閲ハ毎年六月乃至十月委員長其時日ヲ定メ予メ

各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ通牒スヘシ

第二十八条 物品検閲委員ノ検査事項左ノ如シ

一、物品保管ノ適否

二、備品使用ノ適否

三、消耗品消費ノ適費

四、物品欠損ノ有無

五、其他必要ト認メタル事項

第二十九条 在庫ノ物品ニ付テハ物品会計官吏、使用中ノ物品ニ付
テハ物品監守者又ハ物品取扱主任立会ノ上物品ノ検閲ヲナスヘシ

第三十条 物品検閲委員ニ於テ検閲上故障ナシト認メタルトキハ帳
簿ニ署名検印スヘシ若シ故障アリタルトキハ当該責任者ヨリ始末

書ヲ徴シ物品検閲委員長ノ意見ヲ具シ学校長ニ申報スヘシ

第三十一条 物品検閲委員其検閲ヲ終リタルトキハ検閲上ノ顛末ヲ
具シ意見ヲ付シ学校長ニ申報スヘシ

八 服 制

本校生徒ノ服制ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、正 帽

製 式 丸 形

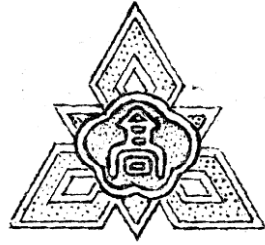
品 質 羅 紗

色 黒

前 章 真鍮製金色本校徽章 左図ノ如シ

二、正服

横章 製品式 襟章 卸



白線二条(幅各々二分)

立襟背広形

「ヘル」又ハ小倉織

黒又ハ濃紺

真鍮製金色 文科ハL理科ハSノ文字ヲ

左襟ニ附ス

真鍮製金色 図形二本校ノ徽章ヲ附ス

衣



袴



三、略帽

普通形縁三寸高三寸

麦藁

正帽ニ同シ

鉢巻、海老茶色布(幅一寸八分) 二白線(幅二分) 二条入(間隔二分)

前章 横章

四、略服

製式 正服ニ同シ

品 質

小倉織

鼠霜降

襟章及鈕

正服ニ同シ

五、靴

製 式

短靴（編上ケ及深護謨ヲ含ム）

品 質

革、ズツク、又ハ護謨

色

黒

六、脚

襪

製 式

卷脚襪

品 質

綿布又ハ「ヘル」

色

黒又ハ濃紺

七、外 套

製 式

マント（長膝下二寸以内）

品 質

羅紗（襟ニ毛皮、天鷲絨ヲ附スヘカラス）

色

黒（裏地亦同シ）

九 組 長 規 程

第一条 各組ニ正副組長各一名ヲ置ク

第二条 組長ハ当該組生徒ヲシテ定員三名ノ候補者ヲ互選セシメ其

中ニ就キ学校長之ヲ命ス但シ第一学年ノ初ニ於テハ選挙に依ラス

組主任ニ於テ仮組長ヲ選定シ当分ノ間其ノ任ニ当ラシム

第三条 組長ノ任期ハ該学年間トス

第四条 組長ハ組主任ノ指揮ヲ受ケ左ノ任務ニ当ルモノトス

一、当該学級ノ風紀ニ注意スルコト

一、学校ノ示達命令ヲ取計フコト

一、所属教室内ノ秩序整頓及清潔ヲ保ツコト

一、其他学級ニ関スル諸般ノ要務

十 寄宿寮細則

第一条 寄宿寮ノ事務ヲ処理スル為メ生徒課ニ寮務係ヲ置ク

第二条 寄宿寮ニ入ルヘキ生徒ニシテ特別ノ事情ニ依リ通学セント

欲スル者又ハ在寮生徒ニシテ退寮セントスル者ハ其事情ヲ詳記シ

保証人連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ病氣ニ依リ通学セントスル者ハ

校医ヲシテ診断セシム

第三条 寮生ニシテ疾病ニ罹ル者アルトキハ其症状ニ依リテハ病室

ニ入ラシメ或ハ保証人ニ通知シ外泊セシムルコトアルヘシ

第四条 各室人員ノ配当ハ生徒監之ヲ定ム

第五条 自修、食事、外出、帰舎其他ノ時限ハ生徒監之ヲ定ム

第六条 寮生病氣又ハ事故ノ為メ欠席セントスル者ハ予メ寮務係ニ

届出ツヘシ

第七条 外出、旅行、帰省ニ関シテハ左ノ手續ヲ経ヘシ

一、外出スル時ハ備付ノ姓名札ニ依リ其在否ヲ明ニスヘシ

一、外出ノ際門限時刻ニ遅ルヘキ事情アル者ハ予メ其事由ヲ届出

ツヘシ

一、已ムヲ得サル事故ノ為メ門限時刻後帰寮シタル者ハ直ニ遅刻

ノ事由ヲ届出ツヘシ

一、已ムヲ得サル事故ノ為メ門限時刻後特ニ外出セントスル者ハ

其事由ヲ述ヘ許可ヲ受クヘシ

一、外泊帰省又ハ旅行セントスル者ハ予メ届出テ許可ヲ受クヘシ

一、外出中前項ノ手續ヲ為ス違ナクシテ外泊シタル者ハ外泊先ノ

証明書ヲ添ヘ帰寮ノ際届出ツヘシ

第八条 寮生ハ寮生規約ヲ定メ生徒監ヲ經学校長ノ認可ヲ得テ之ヲ

実行スヘシ

第九条 食費ハ一ヶ月分ヲ前月末日迄ニ寮務係ニ支払フヘシ但シ食

費ハ時価ニ随ヒ之ヲ定ム

[中略]

第八 職員 (大正十一年八月三十一日現在)

学校長

文学士 秋吉 音治 福岡

教授

文学士 白川 精一 福岡

独語

教頭

文学士 吉村 友善 高知

英語

兼九州帝国大学教授理学博士

文学士 米山 國藏 神奈川

漢文

文学士 武藤 長平 愛知

数学

修身

法制及經濟

国語

植物及動物、自然科学

歴史、地理

漢文

英語

国語

仏語

体操

独語

図書

図書

鉱物及地質

体操

柔道

剣道

校医

校医

文学士

生徒監

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

文学士

不破美太郎 大阪

山口重知 新潟

樋田豊太郎 大分

佐藤幹二 広島

小島均 広島

玉泉大梁 石川

柿村重松 佐賀

小柏丑二 石川

若林秀三 神奈川

宮永卓士 福岡

大島驍 福岡

金尾音美 富山

坂井甚吉 三重

藤田薰 奈良

田島六郎 石川

松岡金太郎 福岡

佐村嘉一郎 熊本

中野宗助 長崎

岡田 驥滋 賀

岡田 驥滋 賀

岡田 驥滋 賀

第一章 福岡高等学校

		財団法人九州齒科医学専門学校 ドクトル、オブ、 デントル、サチヤリー、 医学得業士		國永正臣 福岡		国語科主任	
		原田勝郎 福岡		田邊常美 福岡		体操科主任	
		中山正喜 熊本		高田喜十郎 福岡		事務分課	
書記		中山正喜 熊本		高田喜十郎 福岡		教務課	
		田邊常美 福岡		高田喜十郎 福岡		教頭教授 吉村友喜	
		高田喜十郎 福岡		高田喜十郎 福岡		(兼書記) 中山正喜	
雇員		林徳三郎 福岡		高田喜十郎 福岡		生徒課	
		山下保太郎 福岡		高田喜十郎 福岡		生徒監教授 山口重知	
		楠木清福 福岡		高田喜十郎 福岡		教授 小柏丑二	
		教授 玉泉大梁		高田喜十郎 福岡		講師 大島驍	
組主任		教授 不破美太郎		高田喜十郎 福岡		講師 松岡金太郎	
文科一年甲組		講師 宮永卓士		高田喜十郎 福岡		雇員 林徳三郎	
文科一年乙組		教授 小島均		高田喜十郎 福岡		教授 武藤長平	
文科一年丙組		教授 白川精一		高田喜十郎 福岡		雇員 楠木清	
理科一年甲組		教授 白川精一		高田喜十郎 福岡		教授 樋田豊太郎	
理科一年乙組		教授 白川精一		高田喜十郎 福岡		書記 中山正喜	
学科主任		教授 吉村友喜		高田喜十郎 福岡		(兼書記) 高田喜十郎	
英語科主任		教授 白川精一		高田喜十郎 福岡		雇員 山下保太郎	
独語科主任		教授 米山國藏		高田喜十郎 福岡			
漢文科主任		教授 武藤長平		高田喜十郎 福岡			
		教授 武藤長平		高田喜十郎 福岡		會計課	

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

兵 庫		神 奈 川		大 阪		東 京		北 海 道		府 県	
全	全	県立第一	県立第二	桃 山	府立天王寺	全	私 立 豊 山	麻 布	庁立札幌第一	出身中学校	
小	第二	神 戸	横 浜	—	—	—	—	—	—	文科	第 一 学 年
野	神 戸	—	—	—	—	—	—	—	—	理科	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	府 県	
山 只	広 島	岡 山	長 野	奈 良	新 潟	長 崎	—	—	—	出身中学校	
全	県立	範 廣 学 校 附 属 師 範 学 校	関 立 長 野	天 立 野	県 立 五 条	全 对 馬	—	—	—	文科	第 一 学 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	理科	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計	

二 生徒出身校別表
第九 生徒
〔中略〕

主任
書記 田邊常美
書記 高田喜十郎

福 岡										香 川	徳 島	和 歌 山	山 口	
中 学 西 南 学 院	私 立 豊 国	全 三 池	全 田 川	全 福 岡	全 嘉 穂	全 朝 倉	全 小 倉	全 八 女	全 東 筑	県 立 中 学 豊 津	県 立 中 学 修 猷 館	全 海 草	県 立 和 歌 山	私 立 鴻 城
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三 生徒本籍別表

静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	府県
一		二		一						二	二		二		三	一	第一学年
		一						一	二		一			二	一	文科	
広島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	府県
	二	一			一												第一学年
一	一	一															
計		台湾	朝鮮	沖縄	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	府県
二〇					六	二	八	六	六	五	二	一		一	四	五	第一学年
八〇							二	四	三	五	二		一		一	二	

四 生徒年齢表

大正十一年四月調

文科第一学年	理科第一学年	年		
		最高	最低	平均
		二四年一月	一六年二月	一八年八月
		二二年五月	一六年二月	一八年六月

五 生徒学資金概算書 (大正十一年度)

本校生徒ノ学資概算ハ毎月所要ノ分ト毎学年一度又ハ数度ニ所要ノ分ト在学中一度又ハ数度ニ所要ノ分ノ三種ニ区別ス左ノ如シ

(甲) 毎月所要ノ分(月額)

費目	金額	附記
下宿料	乃至 二二円	食費、電灯料、等ニシテ当地ニテハ素人下宿ハ勿論營業者ト雖食費ト間代ト各別ニ徴収スルコトナシ
文具料	乃至 四三	ノート、ペン、インク、筆紙墨代等
雑費	乃至 八六	入浴料、理髪料、菓子代、郵便税、洗濯代及日用品代
計	乃至 三九〇〇	

備考 一、下宿料ハ最低金二十二、三円最高金二十七、八円ニシテ

普通金二十五円ナリ電灯料ハ之ヲ含有スル所ト否ラサル所アリ此外ニ冬季ハ炭代ヲ要ス

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

二、寄宿舎二入舎スル者ハ食費金十八円（一日金六十銭ノ割）

寄宿料金貳円（月額割）舎生会費金壹円ヲ要シ本表下宿料ヨリ貳円乃至六円ヲ減ス

三、前二項ノ下宿料又ハ舎費ハ物価ノ高低ニ依リ増減スルコトアルヘシ

四、理科ニアリテハ本表文具料ニ約壹円ヲ増スノ要アルヘシ
新聞雜誌代及疾病治療費其他臨時ノ費用ハ計上セス入舎

生ニアリテハ本項ノ費用ハ大部分入舎生会費金中ニシテ支弁スルヲ得ヘシ

（乙）毎学年所要ノ分（教科書ヲ除ク）

費目	金額	附記
授業料	五〇円 〇〇	四月十一日ヨリ四月十七日迄 金貳拾五円
寄宿料	二〇 〇〇	四月十一日ヨリ四月十七日迄 金拾五円
校友会費	四五 〇〇	四月十一日ヨリ四月十七日迄 金拾五円
諸会費	五 〇〇	十月一日ヨリ十月七日迄 金拾五円
計	一一〇 〇〇	十月一日ヨリ十月七日迄 金拾五円 翌年一月十日ヨリ一月十七日迄 金拾五円

備考 一、寄宿料ハ寄宿舎ニ寄宿スル者ニ限り納付スルモノトス

二、尚ホ寄宿舎ニ寄宿スル者ハ入舎ノ際一回ヲ限り入舎料金

貳円ヲ要ス

（丙）教科書代

科別	類別	金額	
		第一	学年
文科	甲	七	五六〇
	乙	八	一一〇
理科	丙	五	五六〇
	甲	六	九〇〇
	乙	七	八四〇

備考 教科書ノ変更其他ノ事故ニ依リテハ本表ノ金額ヨリ増減スルコトアルヘシ

（丁）在学三ヶ年中ニ所要ノ分

費目	金額	附記
正服	二三円 五〇〇	
夏服	七 〇〇〇	
正帽	五 〇〇〇	

夏帽	乃至	二一	〇五〇〇	
靴	乃至	一六	〇五〇〇	
マント		三〇	〇〇〇	
脚絆		一	五〇〇	
入学科		三	〇〇〇	
製図用器具	乃至	二五五	〇〇〇〇	
擊剣道具		一二	五〇〇	志望者二限ル
柔道稽古着(上下)		七	〇〇〇	志望者二限ル

第十 敷地及建設

一 敷地

一、位置 福岡市大字鳥飼字大坪

一、坪数 二万二千七百七坪

二 建物

一、本館(教室及事務室) 木造二階建

一、玄関出入口 木造平家

一、書庫 鉄筋コンクリート二階建

一、生徒控所 木造平家

三八五、〇坪

一四、五

二五、〇

八六、五

一、銃器庫 全 三六、〇

一、柔剣道場 全 八四、〇

一、小使室、宿直室 木造二階建 二階下 一四、〇

一、物置 木造平家 四、〇

一、渡り廊下 木造平家 一〇一、五

一、便所 全 二二、〇

一、寄宿寮及倉監室 木造二階建 四七四、〇

一、食堂、賄所、浴室 木造平家 一六五、〇

一、寄宿寮附属建物 全 一八九、〇

以上既成

一、講堂 木造平家 一三四、〇

一、閲覧室 全 七〇、〇

一、物理、化学教室実験室 全 三三〇、〇

一、硫化水素室 全 五、〇

一、薬品庫 煉瓦造平家 五、〇

一、博物教室、標本室 木造平家 一六五、〇

一、官舎 全 四〇、〇

以上未成

合計本校舎 一五二三、五(延一九三九、五)坪

寄宿寮 八六八、〇(延一三四二、〇)

総計 二二九一、五(延三二八一、五)

福岡高等学校教科用書目						自大正十一年四月 至大正十二年三月
国語	漢文	英語	独逸語	仏語		
文科一年甲 林、小倉、山内共編 国文学選落窪物語抄 (金港堂)	菅野道明補註論語集証 (明治書院) 校訂古文真実 (金澤市觀文堂) 後集	New College Readings. (裝華房) Lamb: Tales From Shakespeare. Van Dyke: Fair Play & Democracy.(三省堂)	小島著 独逸語教本 (南山堂) Neue Märchen seit Grimm (南山堂) 新選独逸習字帖 卷一 (南山堂)	仏語		
文科一年乙 同 上 上	同 上 上	Ideal Commonwealth. (日進堂編)	青木著 小独逸語教材 (南山堂) 金田著 改訂独逸散文集 卷一(大日本国書) 新選独逸習字帖 卷一 (南山堂)	曉星学校編 仏語初歩 (二芳社)		
文科一年丙 同 上 上	同 上 上	Hannerton: Intellectual Life.	小島著 独逸語教本 (南山堂) Neue Märchen seit Grimm (南山堂) 新選独逸習字帖 卷一 (南山堂)			
理科一年甲 吹田、井上共編 国文学類選雜纂篇 (成美堂)	滿川龜太郎 纂標孟子集註(金港堂)	Hawthorne: Twice-Told Tales. Van Dyke: Fair Play & Democracy.(三省堂)	青木著 小独逸語教材 (南山堂) 金田著 改訂独逸散文集 卷一(大日本国書) 新選独逸習字帖 卷一 (南山堂)			
理科一年乙 同 上 上	同 上 上	Hannerton: Intellectual Life.	同 上 上			

附録

福岡高等学校校友会規則

第一章 総則

第一条 本会ハ福岡高等学校校友会ト称ス

第二条 本会ハ本校教育ノ趣旨ト相俟チテ會員ノ交誼ヲ厚ウシ心身ヲ鍛練シテ善美ノ校風ヲ発揚スルヲ以テ目的トス

第三条 本会々員ヲ分チテ左ノ三種トス

一 特別會員 職員

一 通常會員 生徒

一 賛助會員 本校ノ卒業者又ハ本校ニ縁故アルモノニシテ會長ノ承認ヲ經タルモノ

第四条 本会ニ左ノ十一部ヲ設ク

一文芸部

一弁論部

一剣道部

一柔道部

一弓術部

一野球部

一相撲部

一庭球部

一陸上競技部

一水泳部

一ボート部

第五条 本会々員ハ各部ノ部員タルコトヲ得

第六条 本会各部ニ於テ部則ヲ規定スルトキハ會長ノ承認ヲ經ヘシ

第七条 本会ハ毎年一回本校記念日ニ運動会ヲ開催ス

第二章 役員

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

一 副會長 一名

一 理事長 一名

一 部長 各部一名宛

一 事務員 二名

一 総務 二名

一 理事 各組一名宛

一 委員 各部二名宛 但文芸部ハ五名陸上競技部ハ三名トス

第九条 本会々長ニハ学校校長ヲ推戴ス

第十条 副會長、理事長、部長及事務員ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十一条 役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 會長 会務ヲ総裁ス

一 副會長 會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

一 理事長 本会ノ常務ヲ管理ス

一部 長 各部ノ常務ヲ管理ス

一 事務員 本会ノ會計及庶務ニ関スル常務ヲ掌理ス

一 総 裁 全校生徒中ヨリ文科、理科各一名宛ヲ選挙シ各部ニ互

リ普通會員ヲ代表シテ内外交渉ノ任ニ当ル

一 理 事 組長ヲ以テ之ヲ充テ理事長ヲ補佐シテ会務ニ従事ス但

シ組長事故アルトキハ副組長ヲ以テ之ニ充ツ

一 委 員 各部員ノ互選ニ基キ会長之ヲ命シ部長ヲ補佐シテ所属

部ノ常務ニ従事ス

第十二条 委員ノ任期ハ一ケ年トシ一月ヲ以テ其ノ始トス但シ重任
ヲ妨ケス

委員ノ選挙ハ前年九月中に之ヲ行フ

第十三条 役員ハ二種以上ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル
場合ハ此ノ限りニアラス

第十四条 會員ハ役員ニ委嘱又ハ選挙セラレタルトキハ相当ノ事由

アルニアラサレハ辞スルコトヲ得ス

第十五条 役員中欠員ヲ生ジタルトキハ前数条ノ規定ニ從ヒ会長之
ヲ補欠ス但シ此場合ハ其ノ任期ヲ前任者ノ残任期間トス

第三章 役員總會

第十六条 役員總會ハ毎年十一月會長之ヲ召集ス但シ會長ニ於テ必
要ト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ召集スルコトアルヘシ

第十七条 役員總會ニ於テ議決スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

一 本会予算

一 本会規則ノ改正

一 會長ニ於テ重要ト認ムル事項

一 會員五十名以上ノ賛成ヲ以テ提出セラレタル事項

第十八条 役員總會ノ決議ハ會長ノ認可ヲ經テ効力ヲ生スルモノト
ス

第十九条 役員總會ハ役員ノ全部ヲ召集スルモノトス但シ委員ノ投

票權ハ各部ニ名ヲ限ル

第二十条 予算ヲ議定スル會議ニ限り委員ハ次年度ノモノ之ニ当ル

第二十一条 會長ハ特ニ必要ト認メタルトキハ役員以外ノ會員ヲ總
會ニ列席セシムルコトアルヘシ但シ票決ニ加ハルコトヲ得ス

第二十二条 役員總會ノ議長ハ會長之ニ当ル

第二十三条 役員總會ハ總員ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ
議事ヲ開クコトヲ得ス

第二十四条 役員總會ノ議決ハ過半数ヲ以テ之ヲ定ム可否同数ナル

トキハ議長ノ決スルコロニヨル但シ本会規則ノ改正ハ出席役員
ノ三分ノ二以上ノ多数ニヨルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス

第四章 會 計

第二十五条 本会ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日
ヲ以テ終ル

第二十六条 本会ノ歳入ハ会費、預金利子、前年度繰越金及寄附金

トス

第二十七条 特別会員ハ会費トシテ相当ノ金額ヲ寄附ス

通常会員ハ会費トシテ年額金拾五円ヲ毎期授業料ト同時ニ納附ス

ルモノトス

第一期 八円

第二期 七円

第二十八条 既納ノ会費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返附セス

第二十九条 休学者ノ会費ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十条 会員ハ会費ノ外本会員又ハ其ノ他ニ対シ一切寄附ヲ求ム

ルコトヲ得ス

寄附ヲ申出ツルモノアルトキハ会長其諾否ヲ決ス

第三十一条 収入金ハ会長ノ名義ヲ以テ信用アル銀行ノ預金トシテ

之ヲ保管ス

第三十二条 本会ノ予算ハ歳入ヲ以テ之ニ充テ左ノ四款ニ分ツ

一、各部費

二、理事費

三、積立金

四、予備費

第三十三条 毎年歳入ノ十分ノ一ヲ基本金トシテ積立ツヘキモノト

ス

第三十四条 基本金ハ之ヲ經常費ニ流用スルコトヲ得ス

基本金ハ役員總會ノ決議ヲ経ルニアラサレハ臨時費ニ使用スルコ

トヲ得ス

第三十五条 予備費ハ歳入金額ノ百分ノ五乃至百分ノ十トス

予備費ハ避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補ヒ又ハ予算外ニ生シタル

必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第三十六条 収入支出予算概算書ハ之ヲ經常及臨時ノ二種ニ分チ各

部次年度委員ヨリ毎年十月末日迄ニ理事長ニ提出スヘシ

第三十七条 理事長及理事ハ予算案ヲ審査シ会長ノ認可ヲ得ヘキモ

ノトス

第三十八条 予算ノ議定ハ毎年十一月ノ總會ニ於テ之ヲ決ス但シ臨

時緊急ノ必要アル場合ハ役員總會ニ於テ臨時予算ヲ決定スルコト

アルヘシ

第三十九条 物件ヲ購入又ハ修繕セントスルトキハ理事又ハ各部委

員ハ所定ノ請求簿ニ品目、数量、概算価格、供給者又ハ請負者其

ノ他必要ノ事項ヲ記入シ理事長又ハ当該部長ノ検印ヲ得テ事務員

ニ差出スモノトス

事務員ハ前項ノ請求簿ヲ接受スルトキハ直ニ購入又ハ修繕ノ手続

ヲナシ請求簿ニ価格及予算残額等ヲ記入シタル上物件ト共ニ請求

者ニ交付スヘシ

第四十条 他地方ニ出張ノ上支払ヲ要スル費用ハ前条第二項ニ拘ラ

ス理事又ハ各都委員ニ対シ概算払ヲナスコトヲ得但シ此場合ハ事務員ハ理事又ハ各都委員ニ対シ受領者ノ領収証ヲ徴スヘシ

前項ニ関スル他ノ手續ハ前条ノ規定ニ準ス

第四十一条 予備費ヲ以テ補充又ハ支弁スヘキ費途ハ会長之ヲ決ス

第四十二条 理事長ハ各部ノ提出スル決算書ヲ審査シテ総決算報告書ヲ調製シ翌年度ノ始ニ於テ之ヲ公表スヘシ

第四十三条 会長ハ各年度末ニ於テ事務員ニ対シテハ若干金額ノ報酬ヲナスコトアルヘシ

附則

第一条 本規則ハ本学年ヨリ之ヲ施行ス

第二条 本則第四条ノ各部ハ本会諸般ノ事情ヲ顧慮シ左ノ順序ヲ以テ漸次其設置ヲ完成スルモノトス

剣道部

柔道部

野球部

庭球部

陸上競技部

文芸部

弁論部

弓術部

相撲部

水泳部

ボート部

第三条 役員ハ本年度ニ限り六月中ニ之ヲ選任シ明年十二月末日迄

其任ニ在ルモノトス

第四条 通常會員ハ当分ノ内会費三ヶ年分ヲ入学当初ノ学年中ニ於テ左ノ如ク分納スヘシ

四月十一日ヨリ四月十七日迄

十月一日ヨリ十月七日迄

翌年一月十日ヨリ一月十七日迄

入学当初ノ学年ニ於テ休学シ会費ヲ納メサルモノニ対シテハ次学年ニ於テ前項ニ従ヒ之ヲ徴収ス

第五条 在学四ヶ年以上ニ亘リタルモノニ対シテハ前条ノ外会費年額ヲ追徴ス

第六条 本年度ノ予算ハ役員選任後遅滞ナク之ヲ執行ス

福岡高等学校々友会役員

会長

副会長

理事

劍道部長

柔道部長

野球部長

校長

教授

生徒監

講師

教授

教授

秋吉音治

吉村友喜

山口重知

大島

白川精一

小柏丑二

庭球部長	教授	不破美太郎
陸上競技部長	教授	山口重知
文芸部長	教授	佐藤幹二
弁論部長	教授	武藤長平
総務	文丙	倉田興人
全	理乙	吉松梁次
剣道部委員	文乙	秋田五郎
全	理甲	白土壽朝
柔道部委員	文乙	三苦幹之助
全	理乙	青木猛夫
野球部委員	理甲	和田新一
全	文甲	池田寛一
庭球部委員	理甲	小城五郎
全	文甲	梶原 赳
陸上競技部委員	理甲	齋藤武幸
全	文乙	進藤三郎
文芸部委員	文甲	中村俊一
全	文甲	徳永興一郎
全	文甲	眞隅伴雄
全	文丙	海路應路
全	文乙	鶴田千年

全	弁論部	文丙	光吉八郎
全	理部	文乙	熊手岩五郎
全	理事	文丙	萩島 亨
全	事務員	各組長ヲ以テ充ツ	
全	書記	中山正喜	
全	書記	田邊常美	

福岡高等学校一覽終

二六一 大正十四年度福岡高等学校年報

(表紙)

大正十四年度福岡高等学校年報

福岡高等学校

大正十四年度福岡高等学校年報取調条項

甲 款

一、概況

大正十四年四月一日ヲ以テ文科百八名理科六拾六名、外国人特別入學規定ニ依リ聽講生トシテ文科ニ台湾人貳名、理科ニ中華

民国人式名計百七拾八名ノ入学ヲ許可セリ同九日入学式ヲ舉行シ翌日ヨリ授業ヲ開始セリ

大正十二年四月一日外国人特別入学規定ニ依リ聴講生トシテ文科ニ入学ヲ許可セシ台湾人參名ハ爾來學業成績良好ニテ正科生ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認メ大正十四年十一月十日正科生ニ編入セリ

本校創設後滿三箇年ヲ経過シ諸般ノ設備着々完成ニ近ヅキ校運順調ニ發達シアリ

一、規程

本校學則中改正セラレタルモノ左ノ如シ

第二十二條ヲ第二十一條第二項トシ新ニ左ノ一條ヲ設ク

第二十二條 入学ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ宣誓ヲナサシム

前項ノ宣誓ヲ拒ミタル者ニ對シテハ入学ノ許可ヲ取消ス

第二十三條中「入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ」ヲ「前條ノ宣誓ヲ了シタル者ハ」ニ改ム

同條但書中「前項ノ」ヲ「此ノ」ニ改ム

附則

本改正學則ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス

改正理由

一、第二十二條ヲ第二十一條第二項トシタルハ新ニ第二十二條

ヲ設クル為メ性質類似ノ二箇條ヲ併合シタルモノナリ

一、第二十二條新設ノ理由ハ今後ノ入學生ニ對シテハ思想取締ニ一層困難ヲ覺ユルニ付予メ本校教育方針ヲ示シテ入学後ハ之ヲ遵守スベキコトヲ宣誓セシメムトスルニアリ

一、第二十三條中「入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ」ヲ「前條ノ宣誓ヲ了シタル者ハ」ニ改メタルハ新ニ第二十二條ヲ制定シタル結果其ノ必要ヲ生ジタルニ由ル

一、同條但書中「前項ノ」ヲ「此ノ」ニ改メタルハ「前項ノ」ナル字句ガ不合理ナリト認メタルニ付此ノ際訂正セムトスルニアリ

一、設備

一、予定ノ工事ハ完了セシモ實際ニ於テ教授上執務上教室及事務室ノ狹隘ヲ感ス仍チ昨年度來施設上緊要ト認ムル別記問題ニツキ本省ニ對シ切實ニ要求シツヽアリ

一、經費不足ノ為メ未ダ図書器械標本器具等ノ須要ニ對スル充實ヲ欠クハ遺憾ナリ

一、本年度ニ於テ購入セシ図書費ハ五千二百拾六円ニシテ機械費六千四百拾六円標本費七百七拾五円ナリ

一、職員

		校長	教授	助教授	書記
官制 定員	一	三〇	四	六	
現員	一	二九	一	五	
欠員			一	三	一

備考

欠員、教授名、助教名アレドモ適任者得難キヲ以テ講師
中ヨリ授業ヲ担当セシメ書記名ハ職員中ヨリ事務ヲ掌握セ
シメタリ

大正十四年度ニ於ケル教官ノ出張左ノ如シ

広島市へ三日間 教 授 樋田豊太郎
佐賀高等学校へ七日間 教 授 岩口 石藏
全 教 授 米山 國藏
全 教 授 岩口 石藏
第六、第三、姫路、熊本、
佐賀ノ各高等学校へ七日間 教 授 本多 顯彰
第六、大阪、第三、第八、松江
山口ノ各高等学校へ七日間 教 授 山崎 光夫
県下宗像郡神興村へ七日間 教 授 玉泉 大梁
第七高等学校造士館へ参日間 教 授 岩口 石藏

全 教 授 宮崎 晴美
佐賀高等学校へ七日間 講 師 松岡金太郎
久留米市へ七日間 講 師 松岡金太郎
山口、松江、大阪 教 授 岡田 驥
各高等学校へ七日間 教 授 岡田 驥
佐賀、第五、第七
各高等学校へ四日間 教 授 金尾 音美
第一、浦和高等学校へ拾日間 教 授 濱田俊三郎
東京市へ拾日間 教 授 岩口 石藏
門司市へ貳日間 教 授 樋田豊太郎
東京市へ七日間 教 授 浦瀬七太郎
東京市へ八日間 教 授 米山 國藏
全 教 授 樋田豊太郎
佐賀県唐津中学校へ七日間 教 授 岩口 石藏
県下嘉穂郡飯塚町へ参日間 講 師 松岡金太郎
第五高等学校へ貳日間 教 授 岩口 石藏
山口県下関中学校へ七日間 教 授 岩口 石藏
県下小倉師範学校へ貳日間 講 師 松岡金太郎
全 講 師 加川 満喜
山口高等学校へ貳日間 講 師 松岡金太郎
佐賀高等学校へ貳日間 教 授 玉泉 大梁

一、生徒

(イ) 操行

生徒ノ操行ハ概シテ善良ニシテ能ク勤勉ナルモ左記ノ処罰者ヲ出シタルハ頗ル遺憾トスルトコロナリ

大正十四年十一月二十九日処分

本校学則第三十九条ニ依リ退学ヲ命ジタル者

文科	三年	甲類	貳名
文科	二年	甲類	貳名

計 四名

本校学則第四十七条ニ依リ無期停学ヲ命ジタル者

文科三年丙類 壹名 (大正十四年十二月十四日解除)

文科二年乙類 壹名 (大正十四年十二月十四日解除)

文科二年丙類 壹名 (大正十四年十二月十五日解除)

文科二年甲類 壹名 (大正十五年一月十二日解除)

文科二年乙類 壹名 (大正十五年一月十二日解除)

文科一年乙類 壹名 (大正十五年一月十三日解除)

計 六名

右ハ思想取締ニ関スル告示ヲ遵守セズ本校生徒タル本分ニ悖リタル行為アリタルニ依ル

大正十五年一月十四日処分

戒 飭 壹名

(ロ) 学力

右ハ大正十四年十一月二十九日ニ処分セルモノト同一ノ理由ニ依ルモノニシテ情状輕微ナル為メ當時不問ニ附セシモ後、処罰ヲ要スル点ヲ發見セルモノナリ

概シテ勤勉ナルヲ以テ良好ノ成績ナレ共学力不十分等ニテ原級ニ留メシモノヲ生ゼシハ遺憾ナリ

(ハ) 入学者二係ル学歴別

同 四年修了見込者	同 四年修了者	同 卒業見込者	中学校卒業者		入学志願者	受験者	入学許可者
			理科	文科			
			二二五	二二七	二二二	二二二	二二四
			四五二	四四	四四	三四	七〇
			一五五	二一八	一五五	二一八	三三九
			二〇六	一七七	二〇六	一七七	三三六
			二八七	二八七	二八七	二八七	一〇八
			二二四	一八八	二二四	一八八	三四
			四二二	三四	四二二	三四	七〇
			一〇九	一四三	一〇九	一四三	二二九
			二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
			三三六	三三六	三三六	三三六	三三六
			二二七	四三	二二七	四三	七〇
			三九二	六五	三九二	六五	一〇八

計	多 日 欠 席 欠 課 者	休 学 者	学 不 分 力 者	事 項 類 年 科			第一 学年	第二 学年	第三 学年	合計	第一 学年	第二 学年	第三 学年	合計	累計	
				甲	乙	丙										
一〇		五	五	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	三六
一〇		五	五	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	四
八	二	一	五	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	一〇
八	二	一	五	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	二二
一		一		甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	三
一		一		甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	二
一九	二	七	一〇	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	二二
五	一	一	三	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	一〇
五	一	一	三	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	二二
五		一	四	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	三
九		二	七	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	一七
二	一		一	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	二
一			一	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	二
三	一		二	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	三
一七	二	三	一二	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	二二
三六	四	一〇	二二	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	二二

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

死 亡	事 項 類	年	科	(ホ) 半途退学者ニ関スル事由別	文	第一	甲	
						乙		
計								
第二	甲							
乙	一							
計								
第三	甲							
乙	一							
計								
合計	二							
理	科	第一	甲		二			
		乙						
		計	二					
		第二	甲					
		乙	一					
		計	一					
第三	甲							
乙								
計								
合計	三							
累計		五						

科 別	事 項	最 高	最 低	平 均
二〇年 二箇月	二三年 四箇月	一五年 一〇箇月	一七年 八箇月	一七年 六箇月

(ニ) 入学者ニ係ル年齢別

△印ハ台湾人ナリ
×印ハ中華民國人ナリ

備考

計	高 資 合 格 者
一、一五七	文科 ----- 一
一、〇〇一	
一七八	

(ハ) 寄宿生徒ニ関スル状況

計	第学 四十 条制	第学 三十九 条制	家事 都合	病 気
二			二	
二			二	
三			一	二
七			五	二
三		二	一	
四		一		二
七		三	一	二
二		二		
一				
三		二		
一七		五	六	四
四	一		一	
二		二		
六	一	二	一	
一			一	
二			一	
三			二	
三			一	二
三			一	二
一二	一	二	四	二
一九	一	七	一〇	六

寄宿寮生徒数	大正十四年度始	大正十四年度末
一四〇		一二〇

在寮生ハ一般ニ佳良ナリト認ム自炊制度ヲ実施シ規約等ハ委員ニテ決議シ次第ニ自治的生活ノ向上ヲ促進ス

(ト) 生徒ノ健康ニ関スル状況

四月ノ体格検査ニ於ケル發育状況ハ左表ノ通りニテ非常ニ良好ナリ

- 一、将来施設上緊要ト認ムル件
- (イ) 合併教室及標本室増築ノ必要ヲ認ム
 - (ロ) 門衛詰所建設ノ必要ヲ認ム
 - (ハ) 校長室増築ノ必要ヲ認ム
 - (ニ) 外人官舎増築ノ必要ヲ認ム
 - (ホ) 体操器具納庫建設ノ必要ヲ認ム

(チ) 一般ノ衛生状態
 通学生ニ式名ノ腸窒扶斯患者ヲ出シ内壱名ハ死亡他ハ回復シタリ其他ハ一般ニ良好ナリト認ム

	發育概評	科別
計	甲	文科
丙	乙	理科
	計	
三三三	一五九	二七八
四四	一一〇	一八四
二二九	七四	八〇
三四	三六	五四二

大正十四年度 福岡高等学校 年報 甲号表
一、教官及事務官表

任判	任 奏					待 勅 遇 任		任 勅		種 別	
	二級俸	合 計	七 等	六 等	五 等	四 等	三 等	合 計	三 等		
助教授		教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	合 計	教 授	合 計	校 長	
一	二八	六	八	△ 一五	四	△ 一三	一	一			人員
一、六二〇	六〇、六二〇	一、〇〇〇	一五、四〇〇	一〇、八〇〇 〇八〇〇	一、六〇〇	一、九、五〇〇 二四〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇			教官 俸給 年額
									一	一	人員
									四、五〇〇	四、五〇〇	事務官 俸給 年額
											華族
	六	一			二	三					士族
一	二二二	五	八	六	二	一	一	一	一	一	平民
一	二八	六	八	六	四	四	一	一	一	一	計
				△印ハ在外研究中ノ者		△印ハ在外研究中ノ者					備 考

教員雇	種別	人員	月俸額	備考
ナシ				

三、雇員及庸人員

總計	嘱託醫師	嘱託講師	種別	人員	報酬年額	備考
一五	一一	一一	人員	一〇、六七〇	二〇〇〇	△印ハ無報酬
一三、六七〇		二、八〇〇	報酬年額	一〇、六七〇	二〇〇〇	×印ハ大正十五年三月三十一日付退職

二、嘱託員表

總計	任判				
	合計	八級俸 書記	六級俸 書記	五級俸 書記	三級俸 書記
三〇	一				
六五、三四〇	一、六二〇				
六	五	二	一	一	一
九、一二〇	四、六二〇	一、三二〇	九〇〇	一、〇二〇	一、三八〇
八	二		一		一
二八	四	二		一	
三六	六	二	一	一	一

四、休職員表
当該事項ナシ

総計	小使	給仕	事務雇			教務雇			
			計	月俸三十円未満ノ者	月俸三十円以上ノ者	計	月俸三十円未満ノ者	月俸三十円以上ノ者	
二四	一三	一〇	三	八	二	△× 一一四	三	一	三
七六一	三五〇	三〇二	四八	三〇一	四〇	△× 一四九 三四〇	一一〇	一	一一〇
						△印ハ同日付任命 ×印ハ大正十五年三月三十一日付退職			

五、雇外国人表

総計	独逸国	北亜米利加合衆国	仏蘭西国	国名	氏名	受持学科	俸給年額
三人	ハインリヒ、ラインチエス	トオーマス、フレディック、フォージェット	△エウジエーン、クロードミル、ヂヨリー				
	独逸語	英語	仏蘭西語				
一二、七〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	二、五〇〇				

備考

△印ハ嘱託講師ナリ

大正十四年度 福岡高等学校 年報 乙号表

一、生徒表

文科	種別		生徒				入学		卒業	退学	死亡		
	甲類	乙類	第一学年	第二学年	第三学年	計	入学志願者	入学者					
	△三八	三七	△一	三五	△二	三二	一〇六	△一〇八	一一〇	△四一九	三五	△三七	二

備考

△印ハ台湾人聴講生、×印ハ中華民国人聴講生ナリ

但第三学年及卒業者表中ノ△印ハ台湾人ナレドモ正科生ニ編入セリ(概況参照)

二、生徒卒業後ノ状況

種別	文科卒業者			理科卒業者			合計
	甲類	乙類	丙類	計	甲類	乙類	
九州帝国大学入学	一二	八	八	二八	一六	二四	四〇
京都帝国大学入学	△二六	八	△一九	二六	四	四	三〇
東京帝国大学入学	一七	一四	一〇	四一	九	四	五四
合計							

合計	理科			文科	
	計	乙類	甲類	計	丙類
一九二	七八	四〇	× _二 三六	一一四	△ _一 三七
一八五	七四	三五	三九	一一一	三九
一六七	六九	三五	三四	九八	△ _一 二八
五四四	二二二	一一〇	× _二 一〇九	三三三	△ _二 一〇四
一、一五七	五二二	二八九	× _二 二三〇	六三六	△ _一 八五
一七八	六八	三一	× _二 三五	一一〇	△ _一 三六
一六四	六六	三四	三二	九八	△ _一 二八
二四	九	三	六	一五	三
五	三	一	二	二	—

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

二、第二土地表
当該事項ナシ

總計	福岡市鳥飼字大坪	位置	所用名	坪数	価格
	敷地				
	—				
	二二、一一一坪				
	二二、一一二坪				
	八四、六七九円				
	八四、六七九円				

大正十四年度 福岡高等学校 年報 丙号表
一、第一土地表

備考

△印ハ台湾人ナリ

總計	未定	東京慈恵会医科大学入学	長崎医科大学入学	岡山医科大学入学
三七				
三七	一	一		
二九	一			
九八	二	一		
三三	三			
三四	一		四	一
六六	四		四	一
一六四	六	一	四	一

三、建物表

雨天体操場	蓄電池室	生徒集会所	生徒控所	便所	書庫	寄宿舎	図書閲覧室	倉庫及物置	講堂	教場	事務所	種別		建築費	価格
												坪	階		
						四一四				一七五	六〇	坪	一階	木造	
一一〇	二〇	七〇	八三	二六		七四五	七〇	一〇三	一三四	九〇九	二三〇	坪	平家		
													二階	土蔵造	
													平家		
													二階	煉瓦造	
													平家		
													二階	石造	
													平家		
													二階	鉄筋コンクリート	
					二五							坪	坪		
					二五								坪		
一三、〇三四	四、七九二	一一、一六八	一一、四六〇	六、三七七	一一、一八三	一七四、二一八	一六、五二七	一三、二〇一	四七、八二二	二六二、六六六		坪	坪	建築費	二六二、六六六 円
一三、〇三四	四、七九二	一一、一六八	一一、四六〇	六、三七七	一一、一八三	一七四、二一八	一六、五二七	一三、二〇一	四七、八二二	二六二、六六六		坪	坪		

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

総計	渡廊下	玄関	官舎	温室
六八五			三六	
二、九〇三	一八〇	一四	一九四	五
二五				
二七	二			
六四九、三三九	二二、一五一	三、六六一	三六、四〇二	二、六八七
六四九、三三九	二二、一五一	三、六六一	三六、四〇二	二、六八七

第二節 学生生活と学而寮

二六二 ストーム禁止の声明書

『福岡高等学校学而寮史』

告 白

本寮に於ては、ストーム及び之に類する行為は絶対に行はざる事に役員総会に於て決議し、是を堅く実施し来れり、此の間の消息は屢々生徒主事より訓話したるにも不拘、最近、往々此の禁を犯す者あり。ここに至つては寮生自治の面目上誠に遺憾とする所なり。

爾後左の諸項を厳守し善美なる寮風の發揚に一層の努力を求む。

一、ストームは絶対禁止す。

一、ストームに類するが如き、数人会合して大声放歌し、あるいは廊下を練るが如き事を禁ず。

一、一室に数多集合して、高声談論放歌高吟する等、苟も他処の勉強安眠を妨害する事あるべからず。

以上各項を犯すものは寮生自治の破壊者と認め退寮せしむ。

昭和六年四月二十八日

総代一同
生徒主事

二六三 「乱舞」の思ひ出

『福岡高等学校同窓会報』第一〇号

一九三四（昭和九）年六月

「乱舞」の思ひ出

井上教雄

もう八年前のことになる。第一回と第二回の卒業生を送り出した寮はやうやく落ちつきかけてゐた。当時、代々の総代の頭を悩ましてゐた問題の一つに「ストーム」の件があつた。特に新入生を迎へた頃、よくやる歓迎「ストーム」に就ての対策である。二つの意見があつたやうに思ふ。一方所謂高等学校らしい自治を云々する連中は、そんなものやりたいまゝにやらしておくが、いゝといふし、他方は、在来の高校の旧弊を今更ら真似る必要がどこにあるかといふ連中は、そんなもの禁じてしまへといふ。ところが実際にやつてみると、何になるのかわからない。やつた連中は過勞と睡眠不足で翌日はへたばつてしまふ。やられた連中は安眠を妨害されて癪にさわる。水をかけ合ふとついでに喧嘩になる。硝子と廊下の板を破る位のことばかりとあるのであまりに犠牲が大き過ぎるしあまりに馬鹿げてもゐる。第一「ストーム」なんて、名からして野暮くさい。明治の初年頃、一高で気まぐれに誰れかどつけたことゝすれば、それをやらなくては高校生活の真髓に触れないかの如く考へることが気がしれない。勿論我等は若人であるから元氣もあり、意氣もある。これを

小さい六畳の一室に閉ぢこめておくにはあまりに沸騰してゐる。燃えてゐる。然し、「ストーム」をやらなくてもよい。我等は福高として、独特のものを作るべきだ。我等のアイゲンのものを我等の誇りを、創るべきだ。これが我々六人の総代会の頭を支配した意見であり、引いては当時の寮生の大部分の持つてゐた希望であつたと思ふ。「ストーム」に代るべき何物かごぼしい。

話は急に進んで一つやつてみやうといふことになつた。私は、色々考へて：「乱舞」：実にいゝ、聞いただけで若人らしい血が踊る。所は、方法は、運動場の真中でやらうか：なんて初めは考へたがそんなところはけち臭い、遠く出かけやう、いくら跳ねても、いくら怒鳴つても何らこたわることのない大空の下で、隣に気兼ねすることの入らない野に出でよう。而かも玄海の波の音をきつゝ、ついでに綱引きでもやつたらといふことになつて詮考の極、志賀島に決定した。

総代の幾人か、实地視察と漁夫へ前交渉に出かけた。寮生の為めに船の予約もやつておこななくてはならない。新入生の歓迎の意を主としてであつたから、四月の末か、五月の初めであつたと思ふが何日であつたかはつきり記憶しない。土曜の午後から出かけて日曜迄やる、然し総代の一部と小使は土曜の朝から出かけて、現場に天幕を数個円形に放射状に張つた。波打際に近く、浜の白砂の上に、当日は風が相当強く吹いてゐたので僕等の四五人の力では仲々天幕が

うまく立たない。幾回か吹き倒ほされて、とうとう一同はへたばつてしまつた。寮生の船もその内に到着する、早く張つておかねばならない、随分困つて氣を揉みながら午後になつて風が少しやはらいだのを見てやつと張り上げた。それから附近の部落から薪を買集めて荷車で運ばして天幕の円座の中心に積みあげた。夜具のことなどどの程度に整へたのか今は記憶にない。万端の準備をやつてゐるところに、寮生を満載した船が到着した。夕暮れ近く寮生一同は天幕の内外に溢れた。その日の夕食はどこでどうして済したのかその辺の記憶も確かではない。いよ／＼夜となつて本格的な「乱舞」の催が始まつたわけだ。山と積みあげた薪は盛んに燃え上つてゐる。そのまわりに踊り狂ふ若人の群、右手に酒徳利を左手は友の肩に、「あゝ血燃ゆる狂乱の：」薪が一段と燃えさかれば若人の顔は真赤に輝る、狂乱の姿は投影されて遠く玄海の波濤に砕くる、歌ひ、舞ひ、而して飲む。何たる痛快事であらう。若人の氣は荒海を覆ひ六冷に互る、人生の憂ひも、俗人の不平もない、唯狂乱あるのみである。玉杯を傾けるなんてなまぬるい、徳利をかざして乱れ舞ふ。友と肩を組んで踊る、力余つて走り飛ぶ。声は暖れても、咽は破れても、意気で歌ひ、血で叫ぶ。あゝこの一と時の思出は今もなほ脳裏に若々と生きてゐる。思ひ出すだけでも愉快でたまらない。八年の星霜を経てもちつとも尽きない思出の泉である。百名に余る若人は、力のあらん限り歌ひ、足の耐ゆるかぎり舞ふて、「乱舞」の夜は更け

た。燃え残る薪のみはなほ幾時間か余燼の煙を立てゝゐた。

部落の鶏が東天紅を告ぐる頃、天幕の一人、二人が眼をさました。すでに夜は明けそめてゐる、見れば天幕の中に、外に疲れ果てて三々五々深き睡りを續けてゐる。右手に、左手に酒杯を握りしめたまゝ、徳利を枕のまゝ。

博多湾の朝は実に静かである。やがて朝の浜辺に立つて大空を踏み張つて深呼吸を初めてゐるものもある。ゆうべの狂乱に比し今朝は又何んたる静けさであらうか。自分も起き出でて渚に近く、心ゆくまで澄切つた空気を吸ふてみた。一同起き揃ふた頃、予定のコースとして、すぐ近くの浜で網引きをやつた。「いか」やら「黒鯛」など引き上げて予測以上の収獲であつた。特に大きい「水いか」が十数尾一度に漁れたときは実にうれしかつた。兼ねて、漁夫の家族に頼んで準備してあつたので、とれた魚を大至急に料理した。飯も炊いてもらつた。朝の食事は一同白砂の上でやつた。紺碧の大空を仰いで、乙女のやうな嬉しさを感じながら。さつき迄生々と跳ねてゐた魚である。漁夫の下手な料理であるが実に美味しかつた。これも今に忘れられないその日の印象の一つである。

こうして第一回の「乱舞」はまことに愉快に終つた。まさに福高を去らんとしてゐる僕等の頭にも、その年入学した、新入生の頭にもフレッツシユな若さにふさわしい、「乱舞」であつたと皆よろこんだ。その後自分は九大（医学部）に入つて高校の生活とは、特に寮生

活とは全く異つた大学生の生活を続けると共に母校であるが福高とは段々縁遠くなつてしまつた。そして大学を卒業して益々御無沙汰の度がひどくなつてゆくのは残念なことである。「乱舞」も其の後勿論どうなつたのやら、知るよしもなかつた。時に思ひ出すことがあつても尋ねる機会もなく過ぎてゐた。然るに最近その「乱舞」がなほ続けられてゐるといふことを聞いて、感慨に堪えない、而かも福高の寮の年中行事の一つとなつてその後代々続けられてゐるといふことを聞かされて、実になつかしく感じられる。(昭九、五、三二)

二六四 福高対佐高第一回野球大試合

〔福岡日日新聞〕一九二四（大正一三）年七月一六日

福高対佐高第一回野球大試合

福岡の応援隊一千名繰込む

太鼓の砲列を布て対陣

◇新鋭の意気に燃ゆる福岡佐賀両高等学校最初の対校大野球戦は夏雲薄曇りて快風吹く絶好の野球日和なる十五日午後二時を期して佐賀市十五畷の佐高グラウンドで開始される事となつた。此より先午前十時十分博多を發した福高応援団を乗せた臨時列車が十時五十分佐賀駅に着くや、学生市民を合した一千名の応援団は手にく赤旗を打ち振り応援歌を高唱しつゝ、雪崩を打つて駅前を繰出し追山気分て祝ひ目出度を高唱し勢頭先づ敵を威圧するの概を示し、予て用

意せる二十畳と云ふ大赤旗に幾十旗の校章染抜の大旗を束風に

◇靡かせ、長谷寺から持出した直径三尺五寸に余る名高い太鼓を先頭に大小二十余個の太鼓を荷車に積、応援団長及びリーダーは之に打跨つて鑿々打鳴らして先登に進み、団員は一斉に応援歌を唱へ

つゝ唐人町通りを南に練りて一大示威運動を試み、松原神社境内に休憩昼食を喫し、更に同社南側より北濠端西濠端を経て午後一時当日の大試合場なる佐高グラウンドに乗込み、赤字に白く校章を染た大小幾十旗の長旗を其後方に林立せしめ、

◇太鼓を前に砲列を敷ひて所定の三塁側に陣取れば、佐高側は一塁側に位置して白字に黒く校章を染抜いた六十丈の大長旗を空高く掲げ、稍小型の長旗二十幾旗を列立し、白旗翻る下には太鼓幾十の砲列を敷いて相対し、午後零時三十分には早くも佐高選手の凜々しいユニホーム姿が西門に現はれ野球部長高教授に導かれて入場し、全校の応援団は手に手に小旗を鑿し応援歌を高唱しつつ此に続き、一塁側所定の応援席に着するや釜瀬応援団長からメカホンを以て激励演説をなし、直に

◇練習を始した佐高選手に旺んな応援を飛ばせ始^マ方福高選手は同一時自動車で東通用門から入場し、佐高応援団は之に対しフレー／＼の声を浴びせ襟度を見せ、同一時半に至れば福岡応援団は鑿々たる鼓声を轟かせ、高く担がれた太鼓に馬乗に跨り赤シャツに赤鉢巻のリーダーが打振る采配に和して東側道路を練りに練り、勇ましく所定

の三塁側応援席に陣取り、佐高と入替はりに練習に入つた福高選手に福岡一流の応援を浴びせた。折柄さすがに広きグラウンドも遠く外野まで十重二十重と人垣を築いて其數幾万に達し、試合開始を今や遅しと待構へ、実に九州空前の人氣を呼んだ。

烈風中の始球式

生駒佐高長ルール決定

斯くする内に午後一時半頃から薄曇りの好野球日和であつた天候は東北の烈風を起して来賓席の天幕は引裂かれ、応援旗の旗棹は弓の如く折り曲げられ、長旗は横一文字に吹付けられる有様で、グラウンドは砂塵を吹巻き将に戦雲急に迫り物騒な光景と変じ、応援団席からは麦藁帽が一切ならず吹飛ばされて場内を転げ廻る中を、懐中物御用心と書いた板片れを佐高の警備学生が頭上高く掲げて聴衆の中を一巡する等用意は至れり尽せりであつた。二時半富安大谷両審判員を挟んで入場式を行ひ、福岡佐高、池田福高キャプテンによりグラウンドルールを決定し、佐高軍守備に就きて始球式は生駒佐高校長フレートに起ち秋吉福高校長捕手としてニューボール投せられた。

〔註〕原本句読点なし。

第三節 福岡高等学校の学生運動

二六五 福高学生間に巢喰ふた左傾思想

〔福岡日日新聞〕一九二五（大正一四）年一月二九日

福高学生間に巢喰ふた左傾思想

研究の範圍を脱するものとて

十名の犠牲者を出さん

本月十八日問題の佐野學氏が突如來福して市外箱崎公会堂で昼夜二回に亘り『左傾労働組合に就て』及び『無産政党に就て』講演したが、同日の会衆中には九大法文学部学生、福高及び七高生徒等もあ

つたが、警察側では主義者の集合と認めて警戒に努めたらしいが、

越えて同廿一日法学博士蜷川新氏が來福して福岡高等学校講堂で同

校全生徒に対し『外交と思想』と題し最近世界各国の思想が民族主

義に傾けることを講演したのに対し、同校生徒の一部から劇烈に反

対を表明する質問を要求する者が出て、職員其他をして同校の一部

に著しい左傾思想者のあることを思はせたが、仄聞する処によると

昨年十二月一日文部省が例の社会科学研究会と名づくる各高等学校

の思想団体の解散を命じた時、同校では厳かに生徒を戒飾すると共

に父兄を召集して之を厳達した事実があるが、一部生徒の熱心な者

は東京方面の主義者と気脈を通じて一般生徒に宣伝し、又朝鮮水害

義損金を募つて之を無産者青年同盟、共産運動者等に托して發送し

やうとした事もあり、校友会誌を之が宣伝用とせんと試みた者もあるさうで、学校側では之は思想問題研究の範圍を脱して外部に於る思想団体の延長として学校内の赤化を計る傾きあるものと認め色々遷善の工夫を凝らしたらしいが、前記兩種の講演で爆発し、之に伴ひ他の穩健な生徒に対し暴力的圧迫の傾きもある上、此等左傾者中には操行上の批難ある者もあると云ふ理由で断然たる方針を執り、十名内外の犠牲者を出す模様である。こんな雲行に關聯して廿八日午後の福高門前は学生連が頻りに來往し又会合して居る模様で何となく不穩な形勢を示し、問題が問題だけに多少の波瀾は免れないであらうと見られて居る。

〔註〕原本句読点なし。

二六六 福高断乎として左傾学生処分

〔福岡日日新聞〕一九二五（大正一四）年一月三〇日

福高断乎として左傾学生処分

四名退校六名停学

吉村同校教頭は語る

福岡高等学校では予て左傾思想を抱懐し昨年末岡田文相の各高等学校の社会科学研究会解散命令あつた後も竊に東京方面の主義者と気脈を通じ一般生徒に宣伝を試みんとする一派の生徒あり、偶過日の佐野學氏の左傾思想講習会と蜷川法学博士の講演に対する野次に依

つて一派の行動は愈外面的のものとなり、学校当局では種々善後策講究中の処、去る廿六日の職員會議に依り之等左傾生徒に対する態度を決定する運びとなり、秋吉校長は急遽上京し文部省当局と打合せ中であつたが、一方学校当局では二九日午前十時左傾生徒十名の父兄を学校に招致して退学四名停学六名を發表した。之より曩今回の処分内容を感じした左傾生徒は今回の事件勃発以来始終睨み合の姿であつた大浩会(左傾思想反対の生徒団体)に対して含む処あり、廿七日夜竊に徒党を組んで大浩会の首領株の入舎せる寮を襲はんとしたとの噂あり、学校当局並に福岡警察署では事態重大と見て学校では宿直員を倍加し警察では制私服巡查十名を派して廿八日雨の夜を徹宵警戒を加える等物々しき情景を呈した。尚ほ右に就き留守を守る吉村教頭は語る。

今日十名に対して退学停学の処分をなしたのは一概に左傾思想を懐く生徒を掃蕩せんが為めばかりではなく、彼等は予て禁止してある団体的行動をなし、殊に佐野の講習会に於て外面的のものとなり、蜷川博士の講演に対して乱暴なる野次を飛ばしたことは、例へ蜷川博士が正式の文部省派遣講師でないまでも対文部省との関係も面白くない様な破目に陥り、就中退学の四名の如きは反対思想の生徒に対して暴行を加へたり教師に対して礼を欠ぐ等素行上面白くない処もあるので、茲に断然たる処置を執るに至つたのであるが、今度処分を受けた生徒達は将来差し当たつて困ること

のあるのは充分同情もし、一面不良の素質を改めしむるのが学校としての職分だと思ふが、丁度恐ろしい病菌を保持する人を隔離する様に健全良質の生徒を誘惑感染から救う為めの処分であるから、大方のものも学校の苦衷を諒として貰ひ度い。

(註) 原本句読点なし。

二六七 温健なる立場にて円満解決を期す

『福岡日日新聞』一九二五(大正一四)年二月二日

温健なる立場にて円満解決を期す

在九大福高出身有志昨夜会合して声明書發表
福岡高等学校に起つた今回の事件に関し、在九大福高卒業生有志数名は昨一日午後七時より博多西中洲ブラジル亭に会合して左の声明書を發表したが、右によれば従来九大其他の出身学生の全部が福高生徒を煽動し此の渦中に投じたるが如く伝えられ居るも右は誤りにて、中には右様の行為をなす一部の者あるやも図られざるも、我々在九大福高出身有志は斯かる行為に組せず、最も温健に純真に母校を愛する立脚に出發して、皮相的の解決をなさず事今日に至りたる根底を極めて最も公平なる見地より解決の曙光を認めん事を期すといふにあつた。声明書左の如し。

声明書

我々は今回母校に起りし事件に関し衷心より遺憾の意を表する者

なり、該事件は思想問題によりて勃発したもなるも我々卒業生たる者は純真なる母校愛の精神により一部の皮相的解決に依り動かさるる事なく公平なる批判をなし其態度を明かにす可きものなり、而して我々は之が批判を誤らざるが為には事件の真相を熟知せざる可らず、学校当局の言明する処に依れば今回処罰の理由として朝鮮水害罹災民救済送金問題、佐野學氏講習会、蜷川博士講演会騷擾事件、外部思想団体との交通、個人の素行態度、校内に於ける軋轢、学校当局に対する攻撃等を列挙したり、蓋し此等を綜合する時は何等かの処罰の理由を構成したる事を疑はず、然れば此の際我々の執るべき態度は飽までも母校愛に基づく友情を以て処罰の軽減を切望し将来当局並に後輩の反省を促さん事を期す、而して我々は思想問題より起る校内及び社会の波紋を大ならしむるが如き行為を可とせず又校長排斥の如きは時機に非ざる事を確信するものなり

在九大福高卒業生有志

唯純なる友情に訴て

福高生徒委員会で態度を発表

福高生徒側では遇般の問題の善後策を計る為一学級より二名宛の委員を選出し一切を之の委員会て処理することになった。而して昨日此の委員会を開いたが左記の意味を満場一致で可決した。

福高生徒は今回処罰された生徒の主義及び思想に共鳴して今回の

騒動を惹起したるものではなくして生徒の生命であり意義である
只一片の純なる友情によつて起つたものである

而して委員会は此の意味を発表して世人の疑惑を解くと同時にこの意味を徹底せしむることになり、今回処罰された生徒には父兄の許にて謹慎する様に勧め、更に将来は福高卒業生よりなる大学生委員会の指揮を仰ぎ協力して進むことに決した由である。

(註) 原本に句読点追加。

二六八 従来圧迫的であつた学校側の反省と減罰を要求する

〔福岡日日新聞〕一九二五(大正一四)年二月四日

従来圧迫的であつた学校側の反省と減罰を要求する

福高生徒大会の決議

福高では二日放課後生徒大会を開き、同校卒業の京大学生代表二名も出席して京大福高会の決議を報告し、同校各クラスから曩に二名宛を選出した委員より従来の経過報告並に今後の方針に就て協議する所あり、種々の意見も出たらしいが結局生徒の投票を以て、

一、減罰特に謹慎処分に対する減罰を求むる事

二、学校当局は是迄生徒側の意向を尊重せず圧迫的行動あるを以て、此際秋吉校長並に岩口生徒監の反省を促す事

の二項目を決議し同校生徒一致の態度で進む事を申合せ、委員中から更に小委員会を選びて学校側に交渉する事となり、同夜六時散会

した。而して学校側でも同日から生徒大会を正式に認むる事となつたから其決議は相当に尊重せられるであらう。一方九大福高会の名義で曩に声明書を発した福高出身九大在校学生有志の中堅は同大学法文学部読書会の学生で、此等の中には減罰運動を戦術上の手段と解し、表面の理由以外に根本的に思想の擁護もしくは学校当局に対する不信任の意味を抱いて居る者があるので、今後の波紋は注目に値する。尚上京中であつた秋吉校長は今三日午後帰福する筈で、同校長の帰福を待つて事件は更に進展するものと見られて居る。

〔註〕原本句読点なし。

二六九 保証人宛注意書

〔自昭和二年九月至昭和二十三年 生徒ニ関スル雜纂〕

拝啓暑気の酷しい時候 御健勝を御祈り致します 扱現今世間一般に何となく不安にかられてゐる時この夏休みとなつて生徒が学校から離れた機会に乗じて或は左傾の何々主義などと主張する輩或は最近頭をもたげた極端な右翼的テロの連中がやゝもしますと先輩、後輩、同郷、旧知、同窓などの縁故をたどつて親交を求め未だ思想の固まつてゐない若い者に働きかける恐れがあります 特に最近左傾方面の学生、生徒は無産者文芸に関する詩歌、小説、映画、左翼劇其の他同趣味の芸術方面に興味を懐く生徒を物色して青年の感情に訴へ或は自治学生会の名を以て其の組織に参加せしむべく誘惑する

等極めて巧妙なる手段を用ひて交友關係を結びますから知らず識らず深入りして遂には取かへしの附かぬ羽目に陥り前途を誤るやうになります 夫故御家庭に於ても御子弟の外出、旅行、交友は勿論又其の愛読する書籍、雑誌、小説等に充分なる御注意を加へられ万一同に失敗のないやうに致したいと存じます生徒には試験の最終日に一通り注意は促してありますが尚念のため御家庭へも御注意を申し上げて置く次第であります

昭和七年七月十五日

福岡高等学校長 秋吉音治

保証人殿

二七〇 神風学会檄・綱領

〔福岡高等学校学而寮史〕

檄！

現下の世界状況を目ざして人これを非常時という。非常時であるところとあらざるとを問はず我等日本の学徒は只ボンヤリして居てよいであらうか。日本の現在と将来を憂ふる学徒よ！帝国の将来は諸君の双肩にかゝつて来るのである。自分ほもし覚醒して頑張らうといふ積りの人々の間に生れたのがこの神風学会である。何も思想らしい思想のない人間の集りであるがこれからぼつ／＼色艶をつけて日本帝国の学徒らしい性根を鍛へ上たいと思う一群の学徒の団体である。

諸君よ共に相携へ朗らかに進まん哉、切に諸君の御賛同と御入会を歓迎す。

神風学会綱領

- 一、日本精神を体得して皇国学徒の本領を發揮す。
- 一、日本精神を堅持して東西思想の統合を庶幾す。
- 一、日本精神を把握して各自人格の向上に精進す。

第四節 戦時体制下の福岡高等学校

二七一 福岡高等学校報国団結団式宣誓及団則

〔報国〕創刊号 一九四一（昭和一六）年三月

福岡高等学校報国団結団式宣誓及団則

宣誓

時局益々重大ヲ加へ、国運ノ隆替マタ全国民ノ覚悟如何ニ存スルノ秋、茲ニ、福岡高等学校報国団ノ結成ヲ見ル我等ハ、大日本帝國青年学徒タルノ本分ヲ自覚シ、愈々志操ヲ堅持シ、協力一致本団ノ精神ヲ遵奉シ各部署業ノ達成ニ邁進シ、以テ国家ノ隆昌ヲ期ス

右宣誓ス

昭和十五年十一月廿六日

福岡高等学校生徒団員総代

倉員榮穂

団則

第一章 総則

第一条 本団ハ福岡高等学校報国団ト称ス

第二条 本団ハ本校教育ノ本旨ト相俟チ心身ヲ鍛鍊シテ報国精神ニ

一貫スル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第三条 本団ハ学校ノ全職員及全生徒ヲ以テ組織ス

第四条 本団ニ左ノ本部及部ヲ置ク

一、総務本部

総務本部ハ本団ノ中心トシテ校風作興、風尚刷新ノ任ニ当ルト
共ニ各部ノ事業ニ関シ根本的ナル企画統制ヲ行ヒ常ニ事業運
行ノ推進力トナル

二、鍛錬本部

(一) 勤勞奉仕作業部

(2) 剛健旅行部

(3) 合同訓練部

(4) 保健体育部

(5) 防空訓練部

(二)

(1) 剣道部

(2) 柔道部

(3) 弓道部

(4) 拳法部

(5) 野球部

(6) 庭球部

(7) 陸上競技部

(8) 水泳部

(9) 籠球部

(10) ラ式蹴球部

(11) 卓球部

(10) 排球部

(13) 跋涉部

三、国防訓練本部

(1) 射撃部

(2) 馬術部

(3) 銃剣術部

(4) 滑空訓練部

(5) 自動車部

(6) 航空機操縦部

(7) 海事訓練部

四、文化本部

(1) 文芸部

(2) 弁論部

(3) 美術音楽部

(4) 科学部

(5) 修養部

五、生活本部

生活本部ハ学費、健康、衛生、身上、宿所ノ相談等生徒生活ノ
全般ニ亘リテ積極的ニ監督指導斡旋ヲナス

第五條 本団員ハ必ず鍛錬本部ノ(一)ヲ修練シ併セテソノ(二)又ハ国
防訓練本部ノ何レカノ部ニ於テ修練スルヲ要ス

第二章 役員

第六條 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

一、团长 一名

学校長之ニ当リ本団ヲ統轄シ役員ヲ任免ス

二、本部長 五名

総務本部長ハ团长ヲ補佐シ本部務ヲ掌理ス团长事故アルトキ
ハ之ヲ代理ス、鍛錬、国防訓練、文化、生活各本部長ハ各担任
ノ本部務ヲ管理ス

三、理事 (総務本部) 若干名

生徒主事、各本部長、組主任教授トシ総務本部長ヲ補佐シ本部
務ニ参画ス、理事ノ中ノ三名ヲ常任理事トシソノ一名ハ生徒主
事トス

四、部長 若干名

本部長ヲ補佐シシ務ヲ掌理ス

五、本部長補佐

各本部ニ之ヲ置クコトヲ得、本部長ヲ補佐シ本部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

六、事務員 若干名

七、幹事

(1) 総務本部幹事ハ生徒代表幹事二名、組代表幹事五名、各本部代表幹事五名ヲ以テシ総務本部長ノ指導ノ下ニ本部務ニ従事ス

(2) 組幹事ハ各組二名宛トシ組全体ヲ指導シ総務本部ニ聯絡ス

(3) 鍛錬、国防訓練、文化、生活各本部幹事ハ各本部若干名トシ

各々本部長指導ノ下ニ本部務ニ従事ス

(4) 部幹事ハ各部二名宛 (但シ文芸部ハ三名) トシ部長ノ指導

ノ下ニ本部務ニ従事ス

第七条 本部長、理事、部長及ビ本部長補佐ハ教官中ヨリ、幹事ハ

生徒中ヨリ団長之ヲ任命ス

第八条 幹事ハ毎年一月之ヲ任命ス、但シ前年九月中ニ之ヲ定ム

第九条 役員ニ任命セラレタルモノ辞任ヲ願出デタルトキハ団長ニ

於テ止ムヲ得ズト認メタル場合ノ外之ヲ許可セザルモノトス

第十条 団長ハ必要ト認ムルトキハ適宜役員会ヲ召集ス

第三章 会 計

第十一条 本団ノ会計年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ヲ以テ終ル

第十二条 本団ノ歳入ハ団費、入団金、預金利子及前年度繰越金トス

第十三条 職員ハ団費トシテ相当ノ金額ヲ醸出ス、生徒ハ団費トシテ年額拾五円ヲ毎期授業料ト同時ニ納付スルモノトス

第一期 八 円 第二期 七 円

生徒ハ入団金トシテ金五円ヲ入学料ト共ニ納付スルモノトス

第十四条 既納ノ団費、入団金ハ何等ノ事由アリトモ之ヲ返付セズ

第十五条 休学者ノ団費ハ之ヲ免除スルコトアルベシ

第十六条 収入金ハ団長ノ名義ヲ以テ信用アル銀行ノ預金トシテ之

ヲ保管ス

第十七条 本団ノ予算ハ歳入ヲ以テ之ニ充テ部費及予備費トス

第十八条 予備費ハ歳入金額ノ百分ノ五乃至百分ノ二十トシ避クベ

カラザル予算ノ不足ヲ補ヒ又ハ予算外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充

ツルモノトシ其ノ費途ハ団長之ヲ決ス

第十九条 基本金ハ之ヲ經常費ニ流用スルコトヲ得ズ

第二十条 予算概算書ハ各部長ヨリ当該本部長ヲ經テ毎年十月二十

日迄ニ総務本部長ニ提出スベシ

第二十一条 予算案ハ理事会ニ於テ審査シ団長之ヲ決ス予算ニ関ス

ル理事会ハ毎年十一月之ヲ召集ス

第二十二条 物件ノ購入又ハ修繕ノ時ハ所定ノ請求用紙ニ必要ノ事項ヲ記入シ供給者ノ請求書ヲ添付シ当該部長及本部長ノ検印ヲ得テ総務本部会計事務員ニ差出スベシ但シ概算払ノ場合ハ供給者ノ請求書ノ添付ハ要セザルモ後日ニ至リ必ズ受領書ヲ提出スベシ

会計事務員ハ総務本部長ノ決裁ヲ得テ之ヲ原簿ニ記入シ支出スルモノトス但シ証憑書類ハ三ヶ年間保存スルモノトス

第二十三条 総務本部長ハ各部ノ提出スル決算書ヲ審査シテ総決算書ヲ調製シ団長ノ決裁ヲ經テ翌年度ノ始ニ於テ表示スルモノトス

二七二 南方特別留学生に関する国際学友会理事長書簡

〔昭和二十一年度入学者選考考察関係書類〕

昭和二十年二月十七日

財団法人国際学友会

理事長 武 富 敏 彦 印

福岡高等学校校長

折 竹 錫 殿

拝啓春寒料峭之候愈々御清栄之段奉慶賀候。陳者先般閣議ニ於テ決定ヲ見タル「留学生教育非常措置」実施ニ当リ、今般文部省ヨリ貴校ヲ南方留学生ノ集合教育機関トシテ指定相成候段、時局緊迫ヲ告

クル折柄洵ニ大儀至極ト奉存候。

御高承ノ如ク従来本会ハ大東亜省ノ外郭機関トシテ南方留学生ノ直接ノ指導ノ任ニ当リ居リ、今後貴校ニ種々御配意相煩ハス事ト存候ニ付イテハ宜敷御指導被成下度願上候。

却説本年四月ヨリ貴校ニ進学ヲ予定セラレ居ル南方留学生数ニ関シテハ、去ル二月八日東京ニ於テ開催セラレタル大東亜省主催ノ懇談会席上概略申述置候処、其後調査ノ進行ニ伴ヒ相当ノ異動有之、別紙調査表（別添第一号）ニ取纏メ不取敢御参考迄ニ御送付申上候ニ付イテハ御高覧被成下度此段御報告旁得貴意候。 敬 具

追而今後ノ学生数ニ関シテハ、昭和十八年度及同十九年度南方特別留学生ニ関シテハ極メテ少数ノ異動有之ヘク候へ共、一般留学生ニ関シテハ相当ノ異動カ予想セラレ居候。

別添第一号

昭和二十年南方留学生転進学々生数 二〇・二・二二

学 校 名	地 域	十八年度南特	十九年度南特	一 般	計
京都帝国大学 計三〇名	比 呂 比 呂 比 呂 比 呂 比 呂 比 呂	六〇〇	三〇三	〇	
		四〇〇	二〇二	〇	
		二〇五	四〇〇	一	
		三〇五	九〇五	一	

第一章 福岡高等学校

山口経済専門学校 計 二二二名	福岡高等学校 計 一七七名	広島高等師範学校 計 一五五名	熊本医科大学 計 一専門大名部
安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ
一 四〇六四二二〇	六〇〇一二三〇	七〇四三〇〇〇	七〇一三〇三〇
七〇一三一二〇	九〇〇〇六三〇	八〇三三二〇〇	四〇〇一〇二
一〇〇〇〇〇一	二〇〇一〇〇一	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇
二 三〇七七三四一	一 七〇〇二八六一	一 五〇七六二〇〇	一 一〇一四一三二

千葉医科大学 計 六名 (薬学)	秋田鉦山専門学校 計 四名	岐阜農林専門学校 計 一三名	徳島工業専門学校 計 三二名
安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジビビタ ラヤル 南イワ島マイ
〇〇〇〇〇〇〇	三〇一〇一一〇	八〇一五二〇〇	四〇二一〇一〇
六〇〇一〇二三	一〇〇一〇〇〇	五〇一〇一二一	二 五〇四七四〇〇
〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇三
六〇〇一〇二三	四〇一一一一〇	一 三〇二五三二一	三 二〇六八四一三

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

東京工業専門学校 計一名	函館水産専門学校 計一名	東京美術学校 計二名	東京高等専門学校 計二名	東京医学歯学校 計三名
比島	比島	ジャワ島	ジャワ島	タイ
一	〇	一 一	〇 一	〇
〇	一	〇 〇	一 〇	三
〇	〇	〇 〇	〇 〇	〇
一	一	一 一	一 一	三